

**公の施設の使用料等改定に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和6年11月1日（金曜日）から令和6年12月2日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|------|
| (1) 意見をいただいた人数 | 54 人 |
| (2) 意見の件数 | 79 件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0 件 |

3 意見と市の考え方

別紙「パブリックコメントにおける意見等の概要及び市の考え方」のとおり

4 お問合せ先

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 担当課名 | 行政経営課 |
| (2) 連絡先 | 046-225-2160 |

5 結果公開日

令和7年1月15日 公開

No.	ご意見等	回答
1、改定内容について		
1	料金の改定に反対します。	【趣旨について】 使用料については、受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）（以下「基本方針」という。）に基づき、使用料基礎額（人件費を含む施設の維持管理・運営に係る経費に対する1時間当たりの貸室コスト）（以下「基礎額」という。）を算出し、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図りながら、施設使用料の改定案を作成しています。 スポーツ施設などの利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金でまかなうのではなく、受益者（サービス利用者）に対価の適正な負担をいただく必要があります。 スポーツ施設の利用など、特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費については、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保と、将来にわたって行政サービスを維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。
2	若宮公園テニスコートの値上げに反対です。誰もが使いやすい価格であるべきです。	
3	生涯スポーツとしてテニスをしています。自身の健康維持と地域メンバーとのコミュニケーション活動の場として多いに活用しています。テニスコートの値上げには、反対します。	
4	厚木市は、市民が健康で住みやすい町であるべきです。そのためには、スポーツで健康を維持し、市民一人ひとりが、利用しやすい公共施設とするために、極力安価に利用できる施設にすべきです。	
5	若宮公園テニスコート開設から38年が過ぎ、森の里テニスクラブ員も高齢化が進み、年金活者も増えております。コートは住民の大切なコミュニケーションの場として多いに貢献しております。 土日しか出来ない現役サラリーマン、学生の楽しみも春秋の大会には、コートの提供をしています。料金の改定はなるべく低額でご検討をお願いします。	
6	値上げに反対です。理由としては、側溝の土砂の引き上げ（年1回、作業時間2時間）をはじめ、秋から冬場にかけての落ち葉の片づけなどの作業を考慮しますと、むしろ値下げを要望したいくらいです。	【趣旨について】 使用料については、基本方針に基づき、基礎額を算出し、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図りながら、施設使用料の改定案を作成しています。 スポーツ施設などの利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金でまかなうのではなく、受益者（サービス利用者）に対価の適正な負担をいただく必要があります。 スポーツ施設の利用など、特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費については、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保と、将来にわたって行政サービスを維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。 【テニスコートの清掃について】 若宮公園テニスコートの維持管理については、定期的に清掃を行っていますが、コート利用の時間帯と清掃のタイミングや木々とコートの位置関係によって、季節によっては落ち葉がコート内に多く落ちてしまう場合があります。 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とします。

No.	ご意見等	回答
7	私は75歳の老人です。健康を保つためにやっているスポーツは、テニスと散歩です。老人の健康維持のため、テニスコート代の値上げはしないでいただきたい。むしろ値下げへの考慮をお願いします。（老人優遇）	【趣旨について】 使用料については、基本方針に基づき、基礎額を算出し、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図りながら、施設使用料の改定案を作成しています。 スポーツ施設などの利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金でまかなうのではなく、受益者（サービス利用者）に対価の適正な負担をいただく必要があります。 スポーツ施設の利用など、特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費については、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保と、将来にわたって行政サービスを維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。
8	運動施設の値上げに反対します。 若者や高齢者の運動促進は医療費の削減に繋がり先進自治体では積極的に進められています。運動施設の値上げは、この流れに逆行する施策です。 また、運動施設の利用方法について、配慮をお願いします。	【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。
9	健康寿命を伸ばすには!と常々考え、時にはウォーキングやテニス、冬はスキーなどをし、健康上の問題なく過ごしています。家計への影響が当念される医療費・介護費などの拡大することなく、心身とも自立して健康的に生活できる、このような観点から、日々出来るテニスは必要です。料金の値上げは本年は10%にし、次回は状況判断することを希望します。	
10	若宮テニスコート3・4番を使用していますが、市との交渉の結果、コートの清掃をする事となり約38年やってきました。 近年、樹木も成長し、春は桜の花もキレイですが、花卉など大量に落下してきます。土手のオオキンケイの駆除、クズの成長はおびただしく、秋は落葉の清掃を週に3、4回行っています。それに熊手、ホウキ、カマ、大型ちりとりを購入しクラブ員で清掃を行っています。 コートは住民の交流の場として、また、健康維持のために必要であります。 今回の料金改定につきましては、高齢者、年金生活者も増えている中、値上げは大変厳しいものです。等々考慮し、大幅な値上げはしないでください。	【趣旨について】 使用料については、基本方針に基づき、基礎額を算出し、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図りながら、施設使用料の改定案を作成しています。 スポーツ施設などの利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金でまかなうのではなく、受益者（サービス利用者）に対価の適正な負担をいただく必要があります。 スポーツ施設の利用など、特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費については、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保と、将来にわたって行政サービスを維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。 【料金改定について】 今回の使用料の改定については、公の施設の利用者と未利用者における、負担の公平性の確保が目的となっており、また、物価高騰に伴い施設の維持管理・運営に係る経費も増加しています。これらの費用をまかなうためにも、また、将来にわたってテニスコートを快適に利用できる環境を維持するため、受益者負担の適正化に向けた使用料の見直しが必要となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。 【テニスコートの清掃について】 若宮公園テニスコートの維持管理については、定期的に清掃を行っていますが、コート利用の時間帯と清掃のタイミングや木々とコートの位置関係によって、季節によっては落ち葉がコート内に多く落ちてしまう場合があります。 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とします。

No.	ご意見等	回答
11	公共の使用料値上げには強く反対します。 年金給付額はほぼ変わらない中で、食料品や光熱費が相次ぎ値上げしています。更に健康維持のために利用している公共施設まで値上げとなると、クラブやサークル退会を検討する会員も増えると思います。 高齢者の身体不活性や交流減少は認知症やフレイル進行のリスクにつながり、回り回って国や自治体の社会保障などの負担が増えると思います。目先の小さな値上げよりも、予防することのメリットを推進して、長い目線の政策をご検討いただきたいです。	【料金改定について】 今回の使用料の改定については、公の施設の利用者と未利用者における、負担の公平性の確保が目的となっており、また、物価高騰に伴い施設の維持管理・運営に係る経費も増加しています。これらの費用をまかなうためにも、また、将来にわたってテニスコートを快適に利用できる環境を維持するため、受益者負担の適正化に向けた使用料の見直しが必要となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。 【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。
12	公共施設は全て無料にすべきです。理由は税金で作られたものであり、平等で健全な社会を作るためです。 公園、プール、テニスコート、体育館など、ありがたく利用させてもらっています。住みやすい街や住みたい街などをマスコミで報じていますが、その魅力の大部分は、美しく整備された公園やそこで楽しそうに行き交う人々の様子ではないでしょうか。そんな公園には体育館や競技場、文化施設が隣接していることが多く、人々が幸せそうに活動しています。では施設に人が集う要因は何でしょうか。 一つ目は、趣味やスポーツの人の集いに参加しやすい企画やキッカケが多いこと。二つ目は、使いやすい施設が近くにあること。三つ目は、新しく出来た人の集いが継続的に活動できるよう、それらの施設使用に経済的負担がかからないことです。 受益者負担の考えや、何をするにもお金が要するという考え方は、閉鎖的な社会の一因になると思います。 便利になった一方で、プライバシー重視に傾いた現代の社会に必要なのは、健全な人の集まりではないでしょうか。そこでは生きた会話が出来、利害のない知人が増えます。 それによって触れ合いがなくて閉塞感に満ちた仕事と私生活にも潤いが生まれます。 生きた楽しい会話は幸せな市民生活に必要で、その場を提供するのに公共施設の役割は大きいです。誰でも参加できる、またそこに引き込んでくれることが可能な公共施設は一部の人のものにならないような配慮が必要です。公立校無償化の方向の理由と似ていると思います。 心と体の健康の助けとなる活動には補助金があってもいいくらいです。	【趣旨について】 使用料については、基本方針に基づき、基礎額を算出し、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図りながら、施設使用料の改定案を作成しています。 スポーツ施設などの利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金でまかなうのではなく、受益者（サービス利用者）に対価の適正な負担をいただく必要があります。 スポーツ施設の利用など、特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費については、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保と、将来にわたって行政サービスを維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。 また、いただいたご意見については、今後の参考にします。ご意見ありがとうございます。
2、減免や割引等の検討について		
13	県の、未病施策促進の一翼を担っている、地域の健康増進、コミュニケーション拠点として活動している団体には減免措置を設けるべきと考えます。	【減免措置について】 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。
14	若宮公園テニスコート値上げについて、森の里テニスクラブに優遇措置を設けてください。または、高齢者割引を設けてください。	【減免措置について】 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。
15	地域テニスコートを拠点とし、活動している地域の団体に対し、割引制度を設けるか、減額・免除の適用対象にしてほしいです。 因みに、私は森の里テニスクラブ（総勢100名以上いる）の一員です。	【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。
16	テニスは、健康寿命を延ばすスポーツとして、年を取ってからも始められ長く継続できる健康スポーツです。そのため、高齢者割引(シルバー割引制度等)は出来ないでしょうか。	【シルバーチケット（保養施設等利用助成券）について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。いただいたご意見は、今後の参考とします。
17	地元のテニスコート(施設)を拠点として使っている団体に対しては、割引制度か減額、免除の適用を希望します。テニスは健康寿命を延ばすスポーツとして永く継続できる健康スポーツです。気軽に参加できる地元のクラブはなくてはならないものです。	
18	若宮公園テニスコートの使用料アップは、本テニスコートを拠点とする森の里テニスクラブの会員減少につながり、維持存続の危機となります。本テニスクラブは、高齢者の健康維持やコミュニケーションの場として大変役立っており、使用料の減額や免除等の適用をお願いします。	

No.	ご意見等	回答
19	値上げしないでほしいという意見が強いのだが、値上げしたとしても、シルバーチケット(保養施設等利用助成券)の利用をテニスコートにも拡大してほしいです。居住区に隣接しているテニスコートであり、車などの移動手段がなくても容易に利用できます。運動機能の改善や認知症予防を目的として活用したいです。	
20	若宮公園テニスコートの使用料値上げについて、森の里テニスクラブ借用のコートの使用料を減免して頂きたいです。 2024年度初めの会員構成は70才以上が48%と半数近くが高齢です。近い将来で、会員的大幅減少を心配している中会費のほとんどがコート代使用料となるため、高額会費の負担によるさらなる会員減少を招き、クラブ存続が危ぶまれます。是非ともご検討頂けます様お願いします。	
21	主治医から運動をした方がいいという勧めがあり、森の里のテニスクラブ会員となりました。 今回の受益者負担増で、33%若宮公園テニスコートの使用料が上がってしまうと、会費も上がってしまい、今後続けていくことが困難になり、テニスができなくなると病気の悪化が懸念されます。 森の里住民の拠点施設として利用され、親睦、健康維持、地域貢献に機能してきたところです。 このような拠点施設を利用するクラブに対しては、割引制度を設けるか、もしくは減額・免除の適用対象にしてほしいです。	
22	受益者負担の適正化のもと、テニスコートの使用料の値上げが告知されていますが、私が使用している若宮公園テニスコートでは多くの高齢者が利用しており、高齢者に配慮した料金（シルバー割引）設定を望みます。 テニスは寿命を最も延ばすスポーツであり、平均で9.7年の寿命延長が見られたとも言われています。 受益者負担の視点だけでなく、高齢化社会にあって医療費の増大を抑え、健康保険財政を維持するためにも、テニスを積極的に支援すべきだと思います。 余談ですが、高齢者補助により1,500円でインフルエンザワクチンの接種を受けることができました。同様に、テニスコートの使用料についても高齢者への配慮をお願いします。	

No.	ご意見等	回答
3、テニスコートについて（有料無料、管理方法等）		
23	鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園の利用者に特典があるように、似たような歴史環境をもった地区に対しては割引の特典をお願いしたい。森の里住民で40年続いたクラブチームの存続がかかっています。よろしくお願いします。	【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和6年10月2日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。
24	鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園のテニスコートは無料です。 似たような歴史、環境をもった森の里のテニスコート3・4番に対しては無料をお願いしたいです。 森の里住民で40年続いたクラブチームの存続がかかっています。	【減免措置について】 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。 【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。
25	若宮テニスコートを拠点とする森の里テニスクラブが、会員減少にあり料金改定となると、存続が危ぶまれます。鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園のテニスコートの利用について特典があるように、歴史がある地域のテニスクラブには同様の特典をお願いしたいです。	【シルバーチケット（保養施設等利用助成券）について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。いただいたご意見は、今後の参考とします。
26	若宮公園を拠点とする森の里テニスクラブが、コート値上げによる負担増で会員減少が予想されます。同じような歴史・環境を持つ鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園のコート代は無料とのこと。森の里も無料にとは言いませんが、40年続いているクラブチーム存続のため、せめて割引特典をお願いできないでしょうか。これ以上会員が減ると、クラブがなくなってしまうかもしれません。	【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことをご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。
27	鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園に特典があるように、森の里の住民や森の里テニスクラブが借用する若宮テニスコートの使用料に対しては、割引あるいは現状維持にして頂きたい。 もともと、森の里を造った費用(若宮公園テニスコート含む)には、森の里の土地や家の売買価格に含まれていたと聞いており、住宅都市整備公団？が森の里の住民ではテニスコートの管理等出来ないため、テニスコートを厚木市に寄贈して管理等を委託したとも聞いております。	
28	今回の使用料金値上げによって、若宮公園テニスコートを拠点とする森の里テニスクラブが会員の減少により、維持存続が不可能になることが考えられます。老若男女、地域の仲間とテニスで交流をもてる場をなくさないようにお願いします。(地域内コミュニティの維持を!) 鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園にあるテニスコートのように、若宮公園テニスコートを使用する森の里テニスクラブに対しても割引の特典をお願いします。(公平性の維持を！) 使用料金が値上げされると森の里テニスクラブの会費を値上げする必要があるため、クラブの存続が心配です。	
29	森の里テニスクラブに対する若宮公園テニスコートの使用料に関して、コメントを提出させて頂きます。 地元地域のテニスクラブに対するテニスコート使用料に関しては、「公平性」が担保されるべきであると考えます。 鳶尾テニスクラブ、宮の里テニスクラブに対しては、「無料」で提供しているのに対して、森の里テニスクラブに対しては、「約200万円/年」を課しているのは不公平です。この点に関しては、是正をお願いします。 また、森の里テニスクラブは、発足から40年近く経過し、高齢者が多く所属する地域のクラブとなっています。 地元住民のコミュニティの場として重要な役割を果たすとともに、テニスを通じた地元高齢者の健康寿命を延ばす役割も果たしています。 厚木市として、スポーツを通じた高齢者支援の一環として、地元のテニスクラブ活動に対する理解および支援をお願いします。	

No.	ご意見等	回答
30	地元のテニスコートを拠点とする団体に対しては、割引制度を設けてほしいです。似たような歴史のある、宮の里のさぎさか公園テニスコートは確か無料と聞かれています。また、年末の清掃や枯山葉のそうじは、森の里テニスクラブの会員が行なっています。	【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。 【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和6年10月2日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。 【テニスコートの清掃について】 若宮公園テニスコートの維持管理については、定期的に清掃を行っていますが、コート利用の時間帯と清掃のタイミングや木々とコートの位置関係によって、季節によっては落ち葉がコート内に多く落ちてしまう場合があります。 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とします。 【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことをご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。
31	若宮公園テニスコートで、森の里開発時からある住民専用コートを利用しています。同じような地区で特典がある中、落葉花草の清掃(用具も購入)し維持に努めていますが一般料金です。森の里の高齢化にともない、高齢や病氣回復の健康目的の人が多く、地域貢献になっており、住民割引や年割等検討して頂けますよう宜しくお願いします。	

No.	ご意見等	回答
32	公共施設の利用料値上げで、若宮公園テニスコートを含め再考をお願いしたいです。 高齢者の健康を守るスポーツとして、新聞の記事によるとテニスがトップです。高齢化の進む森の里地区の健康増進は不可欠ですが、その中でテニスクラブ活動は、数少ない実行事例です。この活動を、公的にも支援願いたいです。鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園のテニスコートと比較しても、決して特別な処置ではありません。どうぞ、よろしくご検討下さい。	【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。 【減免措置について】 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。 【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。 【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和6年10月2日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。 【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。

No.	ご意見等	回答
33	一律値上げに反対です。各テニスコートの稼働率から算出してはいかがでしょうか。森の里については、全く値引が無いようです。鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園のテニスコートは無料で使用できます。 駐車場の数も足りないのに、若宮公園のテニスコートを試合に使うのは、不可解です。高齢者の健康寿命を延ばすことに市もスポーツ推奨しています。この10年で、高齢者のテニス人口が増えています。手軽に安くできるテニスです。ご一考を。	【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和6年10月2日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。 【減免措置について】 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。 【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。 【大会利用について】 若宮公園テニスコートは、コート状態や設備が管理されたテニスコートとして、大会運営が可能なテニスコートとなっています。 【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。
4、テニスコートについて（その他）		
34	若宮公園テニスコートを拠点とする森の里テニスクラブは、会員数の減少により維持存続が危ぶまれています。更に、今回使用料が値上げされれば、懸念は高まります。高齢者が健康を維持するための環境を整えていただけるよう、切に望みます。	【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。
35	森の里は開発されて約40年、住民の高齢化が進み、住民の健康が重要課題です。テニスは生涯スポーツの一つとして住民の健康増進に大きく貢献します。 一方、森の里のテニス会員は年金生活者が増え、受益者負担の考えでの使用料の値上げをすれば、負担に耐えられず、会員減少によるテニスクラブ運営の破綻に直結すると思います。コートは公共の福祉サービス施設であり、今以上の値上げには反対です。	
36	私は、71歳の高齢者で年金暮らしですが、森の里テニスクラブの一員です。これまで健康でいられたのは、間違いなく地域の若宮テニスコートでプレーを日頃から楽しんでこられたからだと思います。会員になってから市のコート代の上昇に伴って部費も少しずつ値上がりして、これまで何とか対応してきましたが、もうこれ以上の値上がりには耐えられません。 ですから、コート代は改定せず、現状維持をお願いします。	
37	森の里に35年住んでいますが、良い環境に満足しております。 ただし、今回の若宮公園テニスコートの値上げについては大変残念に思っています。高齢になり健康の為に以前やっていたテニスを再び始めようと思っていた所ですが、利用料が上がりテニスクラブの存続が危ういとの話にショックを受けています。地域の方と気軽に集まれるからこそその地元施設だと思っています。 どうぞクラブが存続できるよう、ご配慮をお願いします。	

No.	ご意見等	回答
38	森の里テニスクラブは地域住民にとって健康推進又は交流の場と大切です。高齢化、値上げによる会員の減少などで維持存続も難しくなっています。減額、補助等、お考え下さい。	【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、３年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和３年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると９年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から２倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。 【減免措置について】 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要性があるものと考えています。 【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。 【シルバーチケット（保養施設等利用助成券）について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。いただいたご意見は、今後の参考とします。
39	今回の使用料値上げによって、森の里テニスクラブ会員減少により、維持存続が懸念されます。テニスクラブ、地元住民に対しては、割引制度を設けるか、減額・免除の適用対象にしてほしいです。	
40	森の里テニスクラブも高齢化が進み、使用料が値上げされると、会費も値上げせざるをえなくなり、クラブ存続にも影響が出るのではないかと思います。 森の里住民で40年続いたクラブに対して、割引制度や減額などの措置をとってはいただけないでしょうか。	
41	若宮公園テニスコートは、「厚木ニューシティ森の里」都市開発事業施設の一環として、入居者（地域住民）の健康・運動・レクリエーションの「場」として併設されました。それ以来、森の里住民の拠点施設として利用され、特に、コートオープンに合わせて市のご支援を仰ぎながらクラブチーム(森の里テニスクラブ)が結成され、40年の長きに渡って、健康維持、親睦、地域貢献等の多方面にわたって役割を果たしてきました。 しかも、テニスクラブ会員（住民も）は退職者が増え、高齢化が進む中で健康や楽しみのために多くの時間をテニスに割くようになってきております。高齢化してきた森の里地区にとって、若者をも引き込み年寄りも頑張るテニスコート、テニスクラブは、持続可能な町づくりに必要不可欠な存在と考えています。 このような老若男女が集い、健康テニス（健康を目的にテニスを楽しむ）をする「場」を民間のテニスコートに求めるのは難しく、この公のテニスコートが唯一の「場」になっています。 しかしながら、会員は減少の傾向にあるため、コート使用料金の値上げとは関係なく会費を値上げしており、今回使用料値上げに伴い会費を同じ比率で値上げすると、会員が減りクラブの存続が難しくなってきます。 特に、使用頻度の少ない会員は、早々と見限ることになると思います。このクラブがなくなるとほとんどの会員は、民間の施設の利用は難しいので森の里に住んでいるメリットがなくなり、森の里地区の持続可能な町づくり（元気で健康な老人をつくり、若者を呼び込める町）の一角が失われてしまうことになります。40年の長きにわたってこの地区に貢献したテニスクラブが無くなるのも残念に思います。 このように地域に貢献し、高齢者に優しく、老若男女を迎え入れるクラブチームの存続を可能にする施策をぜひ盛り込んでほしいと思います。長年のまちづくりへの貢献や持続可能な町づくりへの役割などに対する期待を込めた援助（割引）や高齢化社会における高齢者集団の優遇（シルバー割引）などで対応していただければ幸いです。	
5、その他		
42 ・ 43	今回のスポーツ施設の使用料改定において、利用者負担を原則としつつも以下の改善を提案します。 一つ目に、適切な運動は、健康寿命を延ばし、高齢者の医療費・介護費用の削減に繋がりますので、負担率の低減（100％⇒50％）を要望します。 二つ目に、高齢まで継続できる数少ないスポーツであるテニスについては、高齢者割引（シルバー割引）制度のテニスコート使用料への適用範囲拡大を要望します。	【受益者負担率100％について】 基本方針の中で、個人の価値観や嗜好によって必要性が異なるもので、民間による提供が可能なものについては、受益者負担100％としています。そのため、スポーツ施設については、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（これに係る人件費を含む。）に対して受益者負担100％として分類しています。 【シルバーチケット（保養施設等利用助成券）について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。いただいたご意見は、今後の参考とします。

No.	ご意見等	回答
44	若宮公園テニスコートについて(森の里テニスクラブ会員) 一般使用の1・2番コートは、使用されていないケースが見られます。 一方、森の里テニスクラブ使用の3・4番コートは、使用されていない時間帯も含め使用料を払っています。従って、3・4番コートの使用料は、減額の適用対象にしてほしいです。 また、3・4番コートの清掃も年間を通じて森の里テニスクラブが行っています。特に秋の落葉シーズンは、週に数回清掃しないとテニスに支障がでます。この事も使用料の改定に当たって考慮してほしいです。	【テニスコートの清掃について】 若宮公園テニスコートの維持管理については、定期的に清掃を行っています。コート利用の時間帯と清掃のタイミングや木々とコートの位置関係によって、季節によっては落ち葉がコート内に多く落ちてしまう場合があります。 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とします。
45	今回、森の里テニスクラブが占有させていただいている若宮公園テニスコートが、使用料値上げの対象になっているとお伺いし、その件でコメントさせていただきます。 厚木市管轄のテニスコートを利用するテニスクラブには鳶尾テニスクラブ、宮の里テニスクラブ及び森の里テニスクラブがあります。 この中で、コート代を支払っているのは森の里テニスクラブのみです。 宮の里のさぎさか公園は、防災を兼ねているため無料と聞いていますが、鳶尾中央公園は、森の里とほぼ同じ条件のテニスコートです。管理人がいない点のみが差分と伺っています。 森の里テニスクラブは、過去30年、使用の有無にかかわらず、天候理由で使用できない日を除く、全コート代を払っています。 さらに、厚木市テニス協会のイベントにコートを貸したりと、かなり鳶尾と処遇が異なっています。 そして、今回の値上げで、森の里テニスクラブが使用するコートのみが対象となっており、部の存続の危機となっています。 管理人の人件費が理由と想像しています。もしそれが理由でしたら、管理を森の里テニスクラブに移管していただき、コート代を無料にしていただけませんか。 それが難しい場合、森の里テニスクラブが使用する若宮テニスコート3・4番のコート代の値上げを対象外にさせていただきたいです。 森の里テニスクラブでの活動は、森の里地区住民のコミュニケーションの場であり、会員の健康維持にも役立っています。 また、テニスコートを理由に森の里地区に移り住む方も多いです。私たち夫婦もテニスコートを理由に森の里に引っ越しを決めました。 是非、森の里テニスクラブの存続にお力添えのほどよろしくお願いします。	【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和6年10月2日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。 【減免措置について】 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。 【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。 【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことをご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。

No.	ご意見等	回答
46	コート使用料の値上げに反対します。県が掲げる末病対策にも寄与しているスポーツ活動(テニス)を行うハードルを上げることになります。他のコートでは、無償で使用しているテニスクラブがあります。	【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。 【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和6年10月2日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。
47	若宮公園テニスコートで定期的にレッスンを行なうグループがいます。おそらく有料のレッスン(プロコーチ)と思われますが、詳しくは不明。自分達の個人サークルがコートを使用しづらい問題が有ります。飯山グラウンドでも、テニスオフの団体が、有料でしています（参加者が支払う）。	現在、若宮公園テニスコートでは、入場料その他これに類する料金を徴収する場合、使用料の5倍を徴収することとしています。 いただいたご意見については、関係課と情報を共有させていただきます。
48	利用用途によって料金を分けることを提案をします。 市民が友人地域の交流として使用は料金据え置きとし、参加者からお金を取るビジネスに対しては利用料金を上げ、団体でコートの占有をするようなケースでは団体利用料を設定するなどです（例えばコート面数×500円追加）。 このようにする事で市民の健康維持への市民の負担を増やす事なく、市の施設運営の財源確保増ができるのではないかと思います。 また、お願いではございますが、市民の利用率100%の森の里テニスクラブ使用のコートに関しては料金を据え置きにさせていただけないでしょうか。	今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。 なお、現在、若宮公園テニスコートでは、入場料その他これに類する料金を徴収する場合、使用料の5倍を徴収しています。 団体利用料を設定することについては、今後の参考とします。
49	〔使用料等改定の考え方1 テニスコート〕(市の資料)内に記載されている若宮テニスコートの基礎額ですが、2012年の同じ項目を見ると268円(4番コート)になっていて、その時の経費は413万円／年、人件費は263万円／年でした。 2024年は基礎額670円と記載されていますが、そうすると経費と人件費の合計が約1,700万円であり、2012年の合計676万円の2.5から2.6倍になっています。 経費と人件費の上昇が物価上昇に比べ非常に高いのではと思います。 その理由、内訳を教えてくださいませんか。宜しくお願い致します。	【若宮公園テニスコートの基礎額の増加率について】 各施設の基礎額の計算については、（ランニングコスト×面積/年間提供可能時間×提供面積）×消費税率としています。 提供面積について、平成27年ではテニスコート周辺の植栽等を含む全体の面積で基礎額を計算していましたが、より正確な額を算出できるよう、令和3年度からは、他のテニスコートと同様にテニスコートの面積から基礎額を算出しています。

No.	ご意見等	回答
50 ～ 52	一つ目に、決まった地元のテニスコート（もしくは、施設）を拠点として使っている団体（テニスクラブ、地元住民）に対しては、割引制度を設けるか、もしくは減額・免除の適用対象にしてほしいです。 二つ目に、鳶尾中央公園や宮の里のさぎさか公園テニスコートに特典があるように、似たような歴史、環境をもった地区に対しては割引の特典をお願いしたいです。森の里住民で 40 年続いたクラブチームの存続がかかっています。 三つ目に、高齢者が健康で住みやすい町にするためには使用料を安くして、全ての高齢者に門戸を開くの が良いと思います。そのために健康テニスに対しては低額にする、あるいは健康テニスの人が多い平日を半額にする等は出来ないでしょうか。	一つ目については、以下のとおり回答します。 【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。 【減免措置について】 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とします。 二つ目については、以下のとおり回答します。 【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和 6 年10月 2 日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。 三つ目については、以下のとおり回答します。 【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。 【需要に応じた価格設定】 この度の検討の過程において、厚木市行政改革調査委員会からも、需要に応じて価格を変動させる仕組みについて言及がありました。今後、中長期的な課題として研究していきます。

No.	ご意見等	回答
53	森の里テニスクラブは、年間を通してコート进行借用し使用料を支払っています。その額は、還付金を差し引いて170万円強で今回の値上げは健康維持の為にやっている高齢会員を減少をさせることになり、運営上、かなりの負担になっています。 そこでコート借用を年間借り上げ契約として、年間分を一括でお支払いするやり方に変更することを提案させていただきます。 それにより、市役所の業務は、2か月ごとの使用料徴収や管理作業、雨天、熱中症アラート発令、テニス大会使用等日数の記録作業、還付金の計算及び返金作業などがなくなります。 それに伴い、夏の日中や冬の朝夕の稼働率の低い時間を割引した価格としていただきたいと思います。 是非ともご検討をお願いします。	【趣旨について】 使用料については、基本方針に基づき、基礎額を算出し、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図りながら、施設使用料の改定案を作成しています。 スポーツ施設などの利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金でまかなうのではなく、受益者（サービス利用者）に対価の適正な負担をいただく必要があります。 スポーツ施設の利用など、特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費については、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保と、将来にわたって行政サービスを維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。 【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。
54	森の里テニスクラブ会員です。公の施設使用料等の値上げに反対します。 理由としては、地域開発時から40年の歴史があり、今なおテニスコートが近くにあることを目的に引越してきた会員もいます。地域の健康増進だけでなく、交流活性の意味でもクラブ存続は欠かせません。 また、森の里住民は市街地から遠く離れている分、市街地に住む人と比べると公共施設利用の機会は少ないです。（例：amyuにある託児所などは使いたくても遠方なので使えません。） テニスクラブは、単にプレーする場ではなく、地域の健康増進と交流を通じた見守り合いのために不可欠です。使用料の据え置きと別の収入施策をご検討お願いします。 代替案として、市外在住者のコート利用料金を上げる、テニス大会の際に主催者や企業から協賛金を募る、などしてコート維持管理費の確保をご検討いただきたいと思います。	【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。いただいたご意見は、今後の参考とします。

No.	ご意見等	回答
55	森の里テニスクラブに所属しています。テニスコートは鳶尾中央公園や宮の里のさぎさ公園は特典があり、使用する地域によってサービスレベルが異なることに疑問を持ちます。 同じ市内であれば、提供するサービスレベルは統一にしてください。飯山のコートは、現在無料です。利用するコートによる格差は是正してください。サービスレベルを統一した後に、値上げすべきか判断をお願いします。 若宮テニスコートの３・４番コートについては、清掃なども自主的に行い、できる範囲ではメンテナンスを行い市の負担を軽減しており、その辺りも勘案していただきたいです。 テニスクラブは年齢相も上がってきており、会費アップは会員の負担となり、維持運用が難しくなります。健康寿命を伸ばすことは、結果的に市の負担も軽減することができると思います。そのあたりもご考慮下さい。よろしくお願いします。	【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和６年10月２日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。 【飯山グラウンドテニスコートについて】 飯山グラウンドについては、現在、施設全体の整備中であり、施設全体のリニューアルが終了した際には、有料の施設となる予定です。 【テニスコートの清掃について】 若宮公園テニスコートの維持管理については、定期的に清掃を行っていますが、コート利用の時間帯と清掃のタイミングや木々とコートの位置関係によって、季節によっては落ち葉がコート内に多く落ちてしまう場合があります。 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とします。 【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、３年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和３年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことをご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると９年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から２倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。 【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。

No.	ご意見等	回答
56 ～ 58	①「使用料等改定の考え方について 1. テニスコート」では、受益者負担割合（＝現行料金／基礎額）が南毛利コート33%、荻野30% 若宮公園テニスコート44%、市営コート26%になっている。 また、価格改定後には、南毛利コート40%、荻野35%、若宮公園テニスコート59%、市営コート37%になる。このように、若宮公園テニスコートだけが特に高いと思われますので、比率の低減をお願いします。（改定率についても、荻野118%、若宮133%と高い） 以上より（案）350円/時間として、受益者負担割合52.2%、改定率116.6%としてほしい。	①受益者負担の適正化に向けては、市全体で100円単位での見直しを行っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。 同じ100円の増額であっても、300円から400円の場合は33%増、800円から900円の場合は12.5%増となり、もとの料金が低いほど改定率は高くなります。 なお、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲（200%）内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。
	②現在森の里テニスクラブは、年間通してのコート使用料（100%）を支払っている。 雨天時等の未使用時間分の還付をいただいているが、「夏の日中、冬の朝夕の時間帯」は、使用環境が厳しいことから使用出来ないことが多く、他の市営コートでも空きが多いのが現状である。 例えば、ナイター設備のない若宮テニスコートは11月中旬から3月までの夕方時間は4時過ぎから暗くなりボールが見にくくなるため、使用できない。 これらの使用しにくい時間帯分だけ割引をいただけないか。 他の市営コートでの利用率（ナイター設備利用除く）を調査していただいて、その比率での料金支払いにしてほしい。	②使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。
	③森の里テニスクラブは、地元住民の健康増進、自治会への協力により自治振興に貢献しています。 クラブ員以外の方も参加できる「テニスレッスン会」を週4日、全6クラス（初心者、初級～上級）を実施しており、広く健康テニスの普及に努めている。（会員平均年齢68才、最高齢85才）自治会主催の夏祭り、クリスマス会等への模擬店出店には中心的存在として参加し、地域の活性化に貢献している。 これらの地域貢献団体として、優遇措置をお願いしたい。	③減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要性があるものと考えています。

No.	ご意見等	回答
59・60	私は、72歳の男性で、森の里に在住し、森の里テニスクラブに所属し、若宮公園テニスコートを利用しています。 また、クラブ活動以外にも友人達と若宮公園テニスコートを良く利用しています。 今回の若宮公園テニスコートの利用料金が、300円／時間から400円／時間に値上げする事を検討されているとの事で、約1.33倍となります。 週一なりで個人利用ならば、2時間800円で大きな問題ではないかもしれませんが。しかしながら、森の里テニスクラブは2面を年間通して利用しており、平日は私の様な高齢者が数十人利用しています。 2面で1年間を通して利用すると、コート代だけで(雨天などを除くテニス可能な日全ての利用料として) 170万円から180万程を負担しています。 そして、会員は1人年間18,000円を会費として納めています。 コート代が1.33倍になると言う事は、単純に1人年会費が24,000円になり、一挙に6,000円の値上がりになります。これは高齢者が多い団体にとっては大きな負担増となります。この為、退会者が多く出て、クラブの存続が難しくなる事が懸念されます。 当クラブは森の里の住宅街ができて直ぐに発足し、現在40年間と長く続いている地元密着の団体です。 従って、前述しました様に、今は高齢者の会員が多く、雨天などを除く平日は、これら的高齢者が参加し、恰好の運動となっています。 運動における体力面での健康維持、また同時に社交の場でもあり、精神面での健康維持にも大いに役立っています。 この様な活動により高齢者の健康が保たれれば、数値化は難しいですが、医療費や介護費の節約に貢献できていると思います。また、災害時にも、お互いの連絡や助け合いなどがより円滑になると考えられます。 折角、長く続く住民の活動であり、高齢化が進む中でとても有益な活動をする団体であるので、継続を諦める状況は避けたいと思っています。 会費の値上げをできるだけ避ける為に、以下の様な対応ができないか、検討していただけないでしょうか。	【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。
	【無料と有料のテニスコートについて】 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和6年10月2日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。	【テニスコートの清掃について】 若宮公園テニスコートの維持管理については、定期的に清掃を行っていますが、コート利用の時間帯と清掃のタイミングや木々とコートの位置関係によって、季節によっては落ち葉がコート内に多く落ちてしまう場合があります。 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とします。
	【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。	

No.	ご意見等	回答
61 ～	今回、検討している使用料等の改定について、下記のとおり、私見を述べます。 ①受益者負担の目的と改定内容が一致していないこと 改定の理由として、「公の施設の運営には、施設等の維持管理費や人件費がかかっており、それら経費の全 てを税金でまかなうと、その施設を利用する人と利用しない人の間で不公平が生じる ことになります。」と記載がある。 しかしながら、今回の提案では、無料で開放しているテニスコートが複数ある一方で、有料のテニスコートのみ（飯山を除く）を値上げする内容となっている。 まさに、改定の目的と改定の中身が一致しておらず、極めて不公平な内容となっている。無料の施設でも維持費用は掛かっていて、費用は増加している。 ②テニスコートの管理に統一性が無いこと テニスコートはスポーツ担当課と公園緑緑地課の2課が管理していて、日常の管理や施設整備に統一性が無いこと。コートの補修等にも差が生じていて、公平性に欠けていること。 ③テニスコートの施設維持管理費について 維持管理費のうち、人件費に当たる部分が指定管理者であったり、シルバー人材センターであったり、地元住民や使用者に管理を委託するなどで、バラバラとなっている。委託先の人件費の差が使用料基礎額に大きな影響を与えていると推測される。 そもそも、厚木市役所内がスポーツ担当課と公園緑緑地課に分かれて管理しているため、委託先の選定と委託先の人件費の計算根拠がバラバラで曖昧である。 値上げする前に、人件費削減に向けた努力を行うべきである。地元住民に管理委託するなどして費用削減することを優先すべきである。 ④テニスコートの日常管理 テニスコートによっては、日常管理を利用者が行っている場合がある。若宮公園のコートは委託先のシルバー人材センターは窓口の受付のみであり、コートは森の里テニスクラブが実質的に管理（落ち葉の清掃など）している。有料であれば、本来は管理者が清掃する必要がある。 コスト削減に協力している登録団体へは減免措置があってもよいのではないか。	①使用料については、基本方針に基づき、基礎額を算出し、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図りながら、施設使用料の改定案を作成しています。 スポーツ施設などの利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金でまかなうのではなく、受益者（サービス利用者）に対価の適正な負担をいただく必要があります。 スポーツ施設の利用など、特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費については、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保と、将来にわたって行政サービスを維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。 また、無料施設については、3年ごとの見直しの際に有料化を検討しています。 公民館等の施設は、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置されているものであり、社会福祉や社会教育を中心とした地域活動の拠点としても重要な役割を果たしています。このような設置目的がある施設については、広く市民に使用していただけるよう、現在は無料としています。 また、河川法の占用許可で5年間ごとに使用許可を得ている土地や、地権者と使用貸借契約を締結している土地に設置している施設があります。その場合、永続的な土地使用が難しく、行政サービスの安定的な提供が困難であるため、「恒久的なサービス提供が確保できない」としています。 外部の環境に影響されず、行政サービスを提供できる施設は、公民館や老人憩の家、児童館などが該当するものと考えています。 今後も、現在無料としている施設の有料化については、慎重に検討及び研究を進めます。 ②及び③については、以下のとおり回答します。 市のテニスコートには、無料のものと有料のものがありますが、有料のテニスコートには、管理棟や更衣室（管理人も含む。）、駐車場等が整備されており、整った環境の中でプレーできるコートとして、公共施設予約システムを通じて一般の多くの方にご利用いただいております。補修については優先的に実施し、補修費も無料のテニスコートよりも高くなっています。 一方、無料のテニスコートについては、管理棟や駐車場等を整備しておらず、安全性に問題のある緊急補修を除き、補修の優先順位や費用は低くなっています。 なお、令和6年10月2日に開催した意見交換会においては、「使用料が無料または安価で施設の状態が悪いより、使用料をしっかりと徴収した上で気持ち良く利用できる環境を維持してもらいたい。」といったご意見もいただいております。 また、人件費削減や、管理方法については、引き続き施設ごとに研究を進めていきます。 ④若宮公園テニスコートの維持管理については、定期的に清掃を行っていますが、コート利用の時間帯と清掃のタイミングや木々とコートの位置関係によって、季節によっては落ち葉がコート内に多く落ちてしまう場合があります。 減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。いただいたご意見は、今後の参考とします。

No.	ご意見等	回答
～ 68	⑤スポーツ施設は地域の健康増進などに貢献していること 地域のスポーツ団体には減免措置を設けるべきであること。 また、健康維持増進の活動として補助金が支給があってもよいのではないか。 市民の健康増進のための活動団体として、市に登録して共催団体として減免措置を講ずべきであること。 ⑥年間契約することで日々の金銭の受け渡しの手間が省けていること 森の里クラブは年間契約することで使用料を１年分の使用量を一括して支払っている。その結果、窓口の手続きや現金の受け渡し処理が不要となっているため、テニスコート管理者の負担が非常に少なくなっている。 また、年間使用料（１００％）支払いのため、本来であれば市全体のテニスコートの利用率が８０％程度にもかかわらず、１００％支払っている。平均的な使用率（８０％）で年間契約すべきではないか。 ⑦各施設における使用料基礎額の計算式の開示および委託方法を見直すこと 有料と無料を問わず、全ての施設の使用量基礎額の計算式を開示する必要がある。人件費や光熱費の金額と割合、上昇率も正確に開示する必要がある。 特に、使用料見直しの大きな理由には、人件費があると考えられる。人件費削減のために、利用団体に管理を委託するなどの工夫をすることで人件費を削減する必要がある。 同時に、利用団体に管理委託することで地域住民との連携強化を図る方向とされたい。上記の対策で、値上金額を極力削減する努力が求められる。 ⑧光熱費の計算方法 値上げの根拠のひとつが近年の光熱費の高騰であることから、今後の施設使用料については、照明代や暖房費・冷房費などの光熱費が多額になる傾向があることから、今後は施設資料料と光熱費は別の料金体系として支払う仕組みを導入する必要がある。 施設によって、照明代を別にしている施設と一括して請求している施設があるので、不公平となっているようなので、照明代は別に支払う仕組み導入が必要である。照明を使用している時間帯と使用していない時間帯の施設使用料が同じであってはならない。別料金体系とすべきである。	⑤減免措置については、例外的な措置として規定しているため、公共性や公平性など、様々な視点から慎重に検討していく必要があるものと考えています。 ⑥使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。 ⑦使用料基礎額の計算式については、受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）に掲載し、市ホームページで公開しています。いただいたご意見は、今後の参考とします。 ⑧現在の料金体系として、多くの光熱費が生じる施設（荻野運動公園メインアリーナ照明やナイター設備等）で、照明料金を別に設定しています。いただいたご意見は、今後の参考とします。

No.	ご意見等	回答
69 ～	若宮公園テニスコート（主にNo.3・4コート）を長年にわたって使用している高齢の年金受給者です。 健康保持のために体調の許す限りコートに行くようにして、テニスクラブの仲間と和気あいあいと日々を過ごしております。 若宮公園テニスコートは、森の里の住民にとって、居住地に隣接して徒歩でも行ける無くてはならない、運動、リクリエーション、交流の場になっており、市の公のスポーツ施設の恩恵を受けている者です。 このような状況の中で、施設の利用者と非利用者間の税金の使い方の不公平感をなくすということで、「受益者負担」という名のもとに利用料の値上げが敢行されようとしています。 全国的にも、公の施設の「受益者負担」の概念は浸透しており、概念自身は否定できないものです。しかしながら、実際の施策として適用、運用するにあたっては、各自治体で独自の理念を持って、住民、施設の利用者、市の財政等のバランスを取りながら、現在・将来の自治体のあるべき姿を想定して進めている自治体も見られます。 残念ながら、今回の厚木のスポーツ施設の使用料値上げにあたっては、「100%の受益者負担で、今後も基礎額が上昇すれば、その度にコート代を値上げし、利用者がいなくなるまで値上げします」というのが、厚木市の理念(方針)に思われて仕方ありません。 市政の内情を知らないで、何がベストかを述べるのは難しいですが、ランダムに気になる点を羅列します。一つでも、勘案して貰える事項があれば幸いです。 一つ目は、高齢化し、盛りを過ぎシュリンクした日本社会では、出来るだけ医療費や介護費などを必要としない、元気な老人が多く、若者と共存できる社会構築が重要と思います。そのためには、若者と共存し、元気な年寄りを多くする施策の一環として「公のスポーツ施設」は欠かせないと思います。とりわけ、テニスは健康寿命を延ばす最適のスポーツといわれ、ひと昔前には考えられない80才台になっても元気にやっている人が多くなりました。このように、若者だけでなく、医療や介護の世話にならない元気な老人を育む理念で、公のスポーツ施設を活用・運用する姿勢も重要と思います。 二つ目に、「施設の利用者」と「非利用者」の不公平感をなくすために、スポーツ（テニス）施設利用者には100%の受益者負担をさせるというのも、ある断面を切り取った時の不公平感で、もっと大局的に不公平感を勘案すべきだと思います。例えば、「利用者」と「非利用者」の不公平感という概念であれば、病人や介護を必要とする人が医療費や介護費を100%払えということになり、健康な人は医療費や介護費を払うのは不公平ということになります。もし、公のスポーツ施設を利用して健康寿命を延ばして、医療費や介護費使用を低減できるなら、大局的にみれば、公のスポーツ施設利用者は、決して税金を非利用者よりたくさん使っているとは言えないと思います。実際に、公のスポーツ施設の受益者負担を50%にしている自治体もあり、厚木市もこのような大局的観点からの視点が必要だと思います。	一つ目については、以下のとおり回答します。 【趣旨について】 使用料については、基本方針に基づき、基礎額を算出し、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図りながら、施設使用料の改定案を作成しています。 スポーツ施設などの利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金でまかなうのではなく、受益者（サービス利用者）に対価の適正な負担をいただく必要があります。 スポーツ施設の利用など、特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費については、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保と、将来にわたって行政サービスを維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。 【健康増進の取組について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。 二つ目については、以下のとおり回答します。 【受益者負担率100%について】 基本方針の中で、個人の価値観や嗜好によって必要性が異なるもので、民間による提供が可能なものについては、受益者負担100%としています。そのため、スポーツ施設については、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（これに係る人件費を含む。）に対して受益者負担100%として分類しています。

No.	ご意見等	回答
71～	三つ目に、平日のスポーツ施設(テニス)の利用者は、年金受給の高齢者が殆どで、施設の稼働率は高齢者が支えています。 今回の若宮公園テニスコートの使用料基礎額は、2012年度の基礎額の2.6倍になっています。翻って、今まで物価は停滞していましたから、この間の年金受給額の上昇はわずかだと思います。 このように、利用者の収入が上昇しないのに、使用料のみが上昇するというのは、使用者と被使用施設の需給のバランスが崩れ、いずれ破綻することになります。 現実に私が所属するテニスクラブは、会費をコート使用料値上げに比例させて高くすると、会員の減少が予測されるので、コート代の支払いが難しくなり、破綻するというシミュレーション結果がでています。 このように、利用者側の状況を考えずに、一方的な値上げは持続可能な社会の構築に反していると思います。 そのためには、高齢者（年金受給者）や（社会的弱者？）には、使用料の減額制度の導入が必要かと思います。高齢者を対象にした減額制度を導入している市町村は存在します。 また、補足として、受益者負担が4分野で0％、50％、100％に分類されているが、現実に即していないように思われます。ある市町村では9分野で、0(10)％、25％、50％、75％、100％と、きめ細かく分類されています。 本来、100％の受益者負担の施設は、公の施設にはそぐわない気がします。 若宮公園テニスコートの（施設にかかるランニングコスト+人件費）は2012年の2.6倍になっており、（413万円+263万円）×2.6/1.1=1,598万円と推定されます。利用者にとっては重要な金額なので、使用料値上げの際には、詳細なデータや節減策の検討結果の公表を要望したい。節減の可能性があるのではと思っています。	三つ目については、以下のとおり回答します。 【緩和措置等について】 受益者負担の見直しについては、原則、3年ごとに使用料の見直しを行っていますが、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しは、使用料改定を見送った経緯があります。その間にも、施設の維持管理に係る光熱水費や人件費が上昇し、公の施設を利用する人と利用しない人との間で負担の不公平感が増大しています。 改定に当たっては、学識経験者や公募市民で構成される「行政改革調査委員会」を始め、市民の皆様を対象とした「意見交換会」においても様々な立場から、施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であるとのことをご意見をいただきました。 今回の見直しについては、改定となると9年ぶりとなることから、基本方針では、現行の施設使用料から2倍までの範囲内で見直しが可能ですが、近隣他市の施設との均衡も踏まえ、緩和措置として、市民の皆様への影響を最大限に配慮した改定案としています。 【使用料の割引について】 使用料の割引については、受益者負担の適正化の観点から、想定しておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とします。 【シルバーチケット（保養施設等利用助成券）について】 厚木市では、高齢者の皆様がトレーニング、映画鑑賞、宿泊施設等で利用できる「シルバーチケット（保養施設等利用助成券）」を提供することにより、外出する機会を増やし、健康の向上を支援しています。引き続き、健康増進の取組を進めていきます。いただいたご意見は、今後の参考とします。 【若宮公園テニスコートの基礎額の増加率について】 各施設の基礎額の計算については、（ランニングコスト×面積/年間提供可能時間×提供面積）×消費税率としています。 提供面積について、平成27年ではテニスコート周辺の植栽等を含む全体の面積で基礎額を計算していましたが、より正確な額を算出できるよう、令和3年度からは、他のテニスコートと同様にテニスコートの面積から基礎額を算出しています。
72～	本件、10余年ぶりの改定ということで、公平で信頼される行政運営のため、適正な見直しを期待します。 ①令和6年度予算編成方針では、積極的な財源の確保がうたわれておりますが、今回の使用料見直しによって、どの程度の財源が確保されるのでしょうか。経営感覚をもって使用料見直しをするのであれば、まずは施設維持管理、維持補修等のコストに対し、どの程度を使用料でまかなうべきかが定義されるべきと考えるため、これらを踏まえた上で使用料改定が行われるべきと考えるが、市の考えをお聞かせください。 ②昨今の物価高騰の影響により、施設管理は、有料か無料かを問わず、いずれの施設も軒並みコスト増が迫られていると推測されます。前回改定時の平成27年度に比べて、令和5年度決算ベースでの施設維持管理、維持補修費はどの程度増額となっているのでしょうか。増額分に対し、今回の使用料改定の考え方は妥当であると考えているのか、市の考えをお聞かせください。	①今回の改定では、荻野運動公園をはじめ13施設が料金改定の対象となり、市全体で年間約2,000万円の財源確保の見込みとなっています。 基本方針の中で、個人の価値観や嗜好によって必要性が異なるもので、民間による提供が可能なものについては、受益者負担100％としています。そのため、スポーツ施設については、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（これに係る人件費を含む。）に対して受益者負担100％として分類しています。 ②社会情勢としては、前回の料金改定から電気料金は約1.73倍、神奈川県 lowest賃金は、約1.23倍となっており、施設の使用料基礎額は上昇していると認識しています。 なお、今回の値上げ対象となる施設の使用料基礎額は、前回の料金改正時と比較して、平均で1.4倍となっています。 平成30年度及び令和3年度の見直しにおいては、消費税増税やコロナ禍等の社会情勢を考慮し、使用料改定を見送っているため、今回の料金改定は平成27年以来となっており、市民の皆様の負担にも考慮した、適正な料金だと考えています。

No.	ご意見等	回答
～ 79	③使用料基礎額の計算方法において、施設修繕に係る経費は分子に含まれていますか。含まれていないとしたら、含めていない市の考えをお聞かせください。	③受益者負担の見直しに当たっては、施設に掛かっている維持管理費及び運営費（これに係る人件費を含む。）について、施設を利用する受益の範囲において負担を求めるものとなります。
	④使用料設定に当たり配慮すべき事項について、「現行料金から2倍までの範囲内を考慮する」としていますが、「2倍」を上限とする根拠について、市の考えをお聞かせください。また、この配慮については、利用者の減少につながりかねないことを理由としていますが、公費負担（非利用者の負担）を大きくしてもよいとする市の考えについてお聞かせください。	投資的な経費（建設費や大規模な改修費等）については、市民の誰もが受益者となりえることから公費で負担することとし、受益者負担を求める範囲から除いています。なお、数年に1度の芝の補修費などについても使用料基礎額の算定に含めていません。
	⑤使用料設定に当たり配慮すべき事項について、県内他市における類似施設との均衡を図るのであれば、歳出（維持管理経費等）や施設数についても同様の均衡を図るべきと考えますが、市の考えをお聞かせください。	④使用料等の改定にあたっては、基本方針の中で「見直しの範囲は、現在の使用料の2倍を超えないもの」としており、県内他市の類似施設の料金との均衡も考慮し、利用者に急激な負担を強いることのないよう配慮しています。
	⑥使用料設定に当たり配慮すべき事項について、地域の拠点施設は慎重に検討を行う必要があるのは、経営戦略会議において指摘されているからですか。物価高騰の影響や超高齢社会、人口減少、公共施設の老朽化に伴う経常経費の増大を無視しても、地域の拠点施設の役割を尊重すべき理由について、市の考えをお聞かせください。	⑤県内他市の類似施設については、維持管理費や施設数も参考にしていますが、均衡は使用料において図っています。 県内他市類似施設が設定している使用料と、厚木市が設定する使用料の間に大幅な差が生じている場合、市外の利用者が増加することで利用率が激増する、もしくは逆に激減するということが考えられます。そのため、使用料の均衡に配慮し設定することとしています。
	⑦無料施設一覧について、「恒久的な行政サービスの提供が確保出来ない」ことを理由に無料とするとされていますが、「恒久的な行政サービスの提供」が確保できる施設はどのような施設がありますか。例えば、有料施設が確保できている施設であると考えていると推察されますが、物価高騰の影響や超高齢社会、人口減少、公共施設の老朽化に伴う経常経費の増大が続いたとしても、恒久的にサービスが提供できると考えていますか。	⑥公民館等の施設は、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置されているものであり、社会福祉や社会教育を中心とした地域活動の拠点としても重要な役割を果たしています。このような設置目的がある施設については、広く市民に使用していただけるよう、現在は無料としています。 今後も、有料化については、慎重に検討及び研究を進めます。
	⑧改定案中の、荻野運動公園について、会議室を改定の対象としていない理由について、市の考えをお聞かせください。	⑦無料施設については、河川法の占用許可で5年間ごとに使用許可を得ている土地や、地権者と使用貸借契約を締結している土地に設置している施設があります。その場合、永続的な土地使用が難しく、行政サービスの安定的な提供が困難であるため、「恒久的なサービス提供が確保できない」としています。 外部の環境に影響されず、行政サービスを提供できる施設は、公民館や老人憩いの家、児童館などが該当するものと考えています。 ⑧今回の見直しについては、施設ごとに受益者負担割合を算出し、負担割合の平均が80％未満となる場合に、料金の改定対象施設としています。 荻野運動公園会議室については、現行料金で受益負担の割合が適正と判断し、改定の対象外としています。

公の施設の使用料等改定について

1 受益者負担

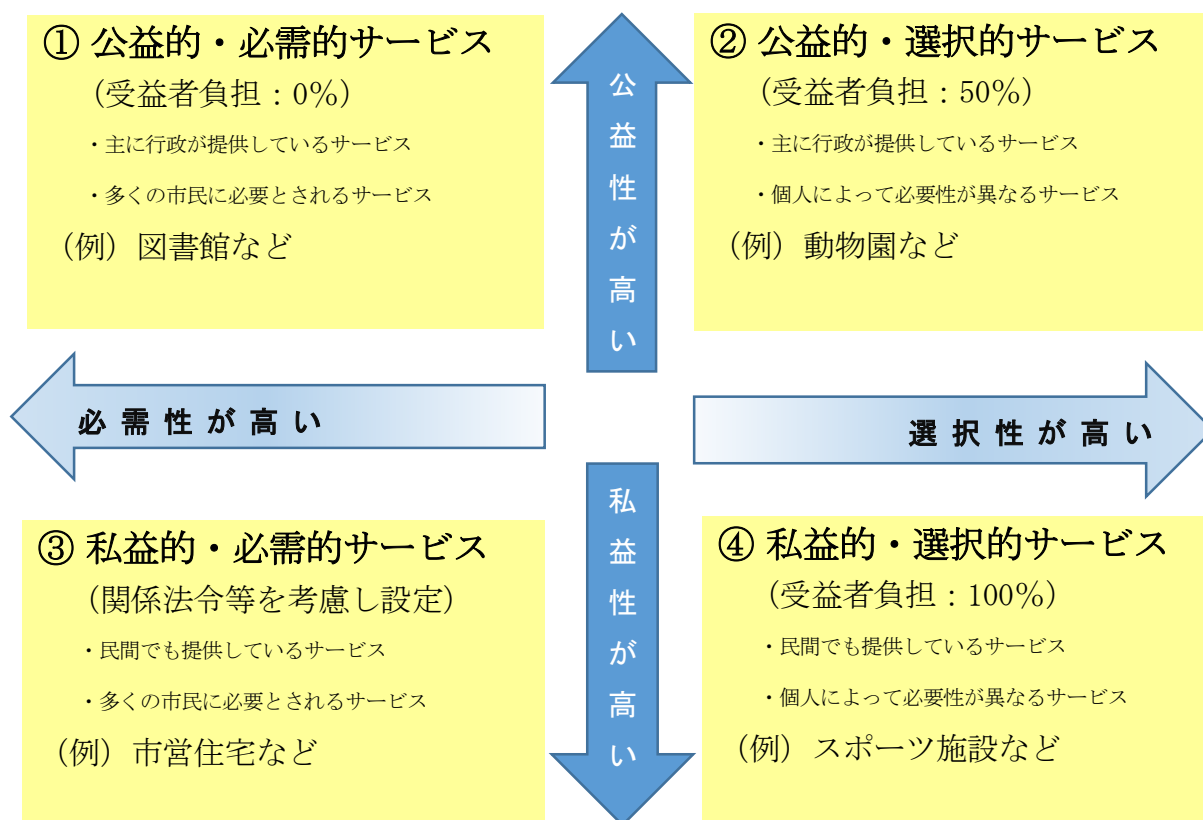
公の施設の運営には、施設等の維持管理費や人件費がかかっており、それら経費の全てを税金でまかなうと、その施設を利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることになります。

本市では、平成24年2月に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）（以下「基本方針」という。）」に基づき、利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、3年ごとに施設に係る使用料及び利用料（以下、「使用料」という。）を見直し、相応の使用料の負担を求めています。

2 受益者負担の割合

受益者負担は、全ての施設に対し一律の割合で求めるものではなく、施設の性質によって、負担割合が異なるものと考えられます。

そこで、基本方針においては、適正な負担割合を設定するために、施設の設置目的や機能により、「公共性の高さや日常生活上の必要性」と「民間での提供の有無」で4つに分類されています。



3 これまでの経緯

原則、3年ごとに使用料の見直しを行うこととする中で、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しにおいては、消費税増税やコロナ禍等の社会情勢を考慮し、使用料改定を見送った経緯があります。

また、その後のウクライナ情勢等による影響も考慮し、慎重に検討を進めてきましたが、光熱水費等は継続して上昇してきました。

今後、超高齢社会や人口減少が進むほか公共施設の老朽化に伴い、扶助費や公共施設の維持・補修経費の増大が見込まれており、令和6年度の見直しに当たっては、経営感覚をもって公平で信頼される行政運営を行うため、受益者負担の適正化に取り組んでいきます。

4 公の施設の使用料等の見直しの流れ

今回の見直しの流れは、次のとおりです。

手順1：使用料基礎額の算出

施設使用料の見直しに当たっては、基本方針に基づき使用料基礎額（人件費を含む施設の維持管理・運営に係る経費に対する1時間当たりの貸室コスト）を算出し、検討を行いました。

【使用料基礎額の計算方法】

【1時間単位貸館の場合】

$$\frac{\text{〔※施設維持管理・運営に係る経費（光熱費、警備、清掃等）＋人件費〕} \times \text{面積}}{\text{年間提供可能時間} \times \text{提供面積}} \times \text{消費税率 (1.10)}$$



※維持管理・運営経費及び人件費は、過去3年間の平均とします。

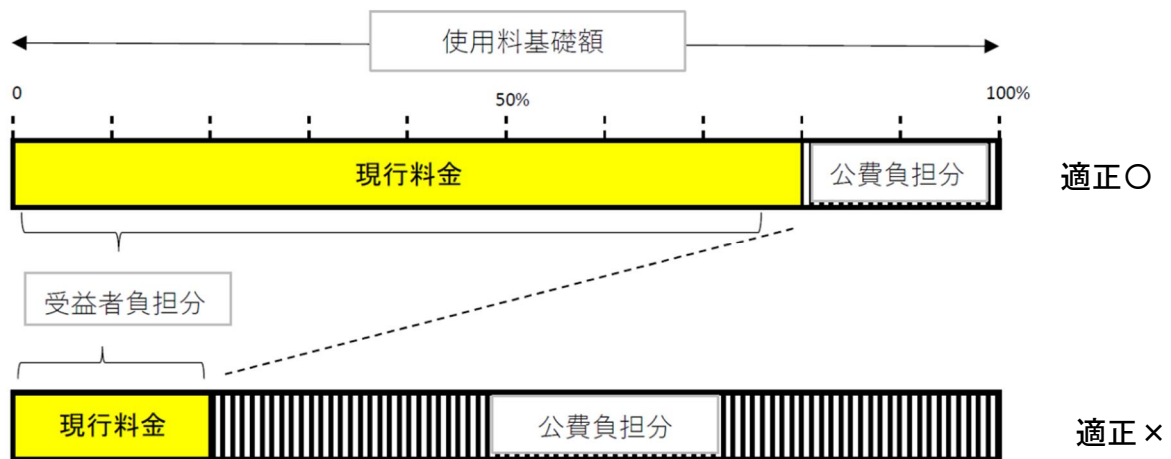
使用料基礎額（1時間当たりの貸室コスト）

手順２：受益者負担割合を算出し、見直しの対象施設を決定

使用料基礎額と現行の施設使用料から受益者負担割合を算出し、施設全体としての受益者負担割合の平均が 80%未満となる施設（施設利用者の負担割合が低い施設）を料金改定の対象としました。

なお、現行料金が基礎額を上回っても直ちに改定の必要はないものと考えますが、大きく上回る（120%を超える）場合は、使用料の見直しを行うものとしします。

（適正化のイメージ図）



手順３：見直しの対象施設について、施設使用料の改定案を作成

手順２の結果、令和６年度の見直しに当たっては、荻野運動公園をはじめ 13 施設を料金改定の対象とし、次の「使用料設定に当たり配慮すべき事項」を踏まえ、使用料改定案を作成し、附属機関である厚木市行政改革調査委員会及び市民の皆様にご意見を伺いながら、今回の使用料改定案を作成しました。

【使用料設定に当たり配慮すべき事項】

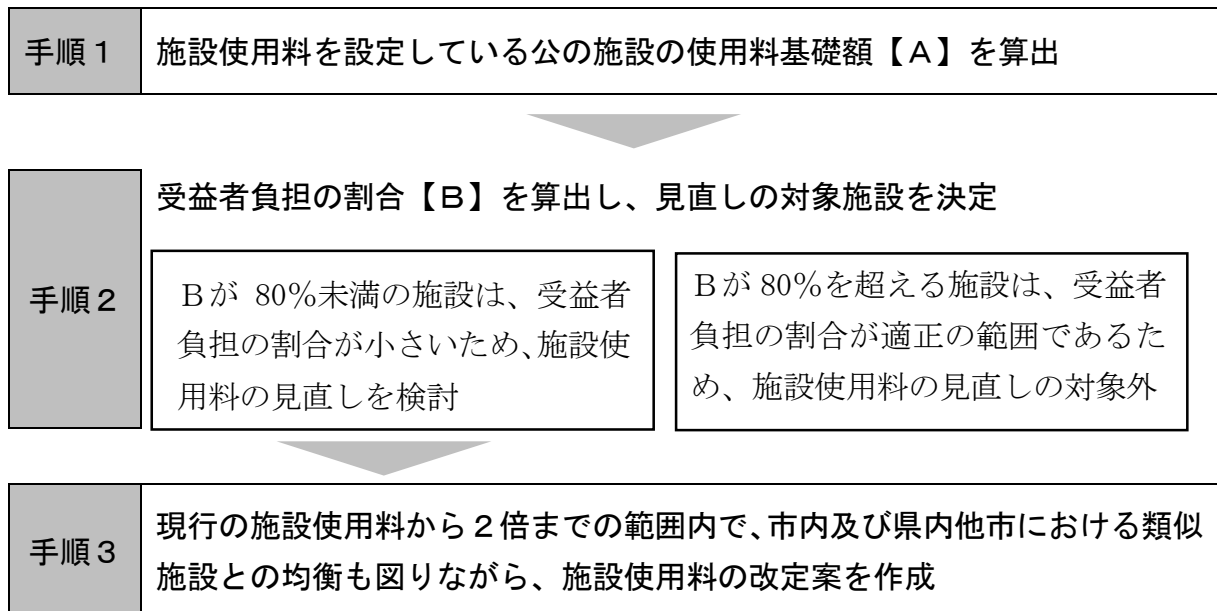
- 1 使用料は、基本的には使用料基礎額（施設の維持管理にかかる 1 時間当たりのランニングコスト。以下、「基礎額」という。）を踏まえ設定するものですが、料金改定が、利用者にとって負担が大きくなる場合は、基本方針に沿った改定内容であっても、結果として利用者の減少につながりかねません。

したがって、料金設定に当たっては、基本方針に基づき、緩和措置として現行料金から 2 倍までの範囲内を考慮するとともに、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図るものとしします。

- 2 地域の拠点施設については、その役割も考慮し、慎重に検討を行います。引き続き無料施設とする施設については、その理由を示すものとしします。

- 3 使用料を改定するに当たり、利用者満足度が向上するよう、より適切かつ効果的な施設の維持管理及び運営に積極的に取り組むよう努めるものとします。

(見直しの流れ)



5 公の施設の使用料の改定案

(1) 令和6年度使用料等の改定案

6 行政改革調査委員会からの答申及び市民との意見交換会における意見

使用料等の改定に向け実施した、行政改革調査委員会における審議及び市民との意見交換会の概要は次のとおりです。

なお、行政改革調査委員会からの答申及び市民との意見交換会の結果につきましては、市ホームページで公表します。

(1) 行政改革調査委員会からの答申の概要

ア 受益者負担については、基本方針で示されているとおり、公の施設を利用する人と利用しない人における負担の公平を図る観点から、受益（施設利用）の範囲において施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であることを、市民に丁寧に説明されたい。

イ 基本方針においては、見直しの範囲は、現在の使用料の2倍を超えないものとしているが、現行の使用料を2倍にしても県内類似施設より料金が低い施設もあるため、受益者負担の適正化や近隣自治体との均衡を図るという観点から、2倍を超えない範囲で使用料改定案とすることは適正であると考えている。

また、使用料の見直しにより、施設の稼働率に変化が生じることも想定されるため、使用料改定を行う施設については、現行の使用料とのバランスや利用者への影響に留意するとともに、施設の設置目的に応じた利用促進についても今後研究されたい。

ウ 公の施設の使用料について、今後の中長期的な課題として次の2点について研究されたい。

- (1) 民間企業において実施されている需要に応じて価格を変動させる仕組み（ダイナミックプライシング）は、施設利用の分散の観点から効果的であると考えられるため、公の施設においても導入すること。
- (2) 公の施設の効率的で効果的な維持管理及び運営の視点から、県央やまなみ地域における広域連携に基づき、厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村の施設で共通の使用料を設定するなど視野に入れた相互利用について、研究すること。

(2) 市民との意見交換会における主な意見等

ア 意見交換会の概要

令和6年10月2日に市民との意見交換会を開催し、17人から19件の意見等がありました。

イ 主な意見等の概要

- ・ 料金の改定には賛成です。スポーツ施設は、それにより設備が良くなることを望みます。
- ・ 受益者負担の考え方は、スポーツを産業的に考える意味では大切なことだと思う。
- ・ 体育施設の使用について、使用料を改定することで他の無料で使用できる施設で利用希望が増加する等、市内施設の利用状況が変化するのではないかと。
- ・ 利用している施設は、市外の方の利用が多いように感じている。市外の方の利用について、厚木市民の税金が使われていることはおかしい。市外の方は、市民料金の10倍などもっと差を拡大してほしい。

※その他、利用率を考慮した料金設定についての意見等がありました。

参考 今後のスケジュール

時期	内容
令和6年11月	・ 公の施設の使用料改定に対するパブリックコメント
令和7年2月	・ 議会に条例改正案を提案
令和7年4月頃	・ 全庁周知
令和7年7月頃～ (予定)	・ 十分な周知期間を確保した上、施設の予約受付の期間等を考慮し料金改定

令和6年度検討結果（無料施設）一覧

令和6年10月10日現在

No.	施設名	料金	理由
1	公民館（16館）	無料	地域の拠点施設としての役割を持つ社会教育施設であり、有料化については慎重に判断する必要があるため、引き続き無料とする。
2	児童館（38館）※目的外利用	無料	地域の拠点としての役割を持つ施設であり、有料化については慎重に判断する必要があるため、引き続き無料とする。
3	老人憩の家（42館）	無料	地域の拠点としての役割を持つ施設であり、有料化については慎重に判断する必要があるため、引き続き無料とする。
4	老人福祉センター寿荘	無料	老人福祉法に準じた福祉の拠点としての役割を持つ施設であり、有料化については慎重に判断する必要があるため、引き続き無料とする。
5	生きがいセンター	無料	施設の在り方を検討するため、引き続き無料とする。
6	集会所（白山・岡田集会所）	無料	社会教育関連施設であり、地元還元の趣旨が強く有料化の趣旨にそぐわないため、引き続き無料とする。
7	ぼうさいの丘公園（多目的広場）	無料	他のスポーツ施設とは異なり、防災上の観点での利用が優先される施設であり、ぼうさいの丘公園の多目的広場に期待される役割等から考慮すれば、他のスポーツ施設と同様に有料施設として利用していくことは不適當であるため、引き続き無料とする。
8	スポーツ広場（21か所） （道満、鮎津橋、毛利台、旭町3丁目、上依知下町、山際、妻田第一、下川入、中三田（地元管理）、新宿、長谷、七沢、戸田、宮郷、棚沢、恩名、宮の里、下川入第三、山の根、根岸、新開）	無料	地権者と使用貸借契約を締結し、地元管理している施設であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定せず、引き続き無料とする。
9	青少年広場（23か所） （厚木南、上依知、長坂、関口、中依知、下依知、金田第一、金田第二、三家南鮎津橋、菁莪、上三田、及川、吾妻町、妻田、林王子、飯山台、日枝、台地堂、平山、愛名、浅間山、酒井、戸田）	無料	
10	飯山スポーツ広場	無料	民間の施設を借用し、利用者に開放している施設であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定せず、引き続き無料とする。

No.	施設名	料金	理由
11	宝蔵山スポーツ広場テニスコート	無料	行政財産使用承認（使用承認期間5年）が必要な雨水調整池内の施設であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定せず、引き続き無料とする。
12	猿ヶ島テニスコート	無料	下水道汚泥貯留地の上部利用施設としての県有施設であるが、協定で厚木市に無料提供されている。地元還元の趣旨が強く、有料化の趣旨に合わないため、引き続き無料とする。
13	猿ヶ島野球場	無料	
14	上ノ原グラウンド 野球場 （A面・B面）	無料	維持管理のコストがほとんど生じていないため、引き続き無料とする。
15	長沼グラウンド （野球場・ソフトボール場）	無料	
16	スポーツ広場 （旭町・戸沢橋・中三田）	無料	河川法第24条の占用許可（許可期間5年）が必要な河川区域内にある施設であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定せず、引き続き無料とする。
17	厚木青少年広場	無料	
18	下川入サッカー場	無料	
19	酒井スポーツ広場テニスコート	無料	
20	酒井スポーツ広場	無料	
21	金田ゲートボール場	無料	
22	岡田ふれあい広場	無料	
23	岡田多目的広場	無料	
24	下川入ターゲットバードゴルフ場	無料	
25	あつぎ郷土博物館	無料	博物館法第23条で「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」と定められているため、引き続き無料とする。 ※特別な企画に基づく特別展示については観覧料を条例で規定済み。
26	古民家岸邸	無料	土地が定期借地権であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定していない。また、公費によって後世に保存すべき文化財でもあるため、引き続き無料とする。
27	消防本部・消防署会議室	無料	庁舎であり、市民向けの貸出用施設ではないため、引き続き無料とする。
28	子育て支援センター（もみじの手）	無料	サービスの提供であり、施設の使用料（貸室等）の考えとは異なる。 また、地域子育て支援拠点事業（厚生労働省）でもあり、料金徴収にそぐわないため、引き続き無料とする。

令和6年度検討結果（有料施設）一覧

令和6年10月10日現在

No.	施設名	改定	受益者負担割合平均	例	備考
1	ぼうさいの丘公園		適正	講義室、会議室等	施設全体で、現行料金と基礎額に大きな乖離がないため、現行料金を継続する。
2	あつぎ市民交流プラザ		適正	会議室、スタジオ、ギャラリー等	
3	保健福祉センター		適正	ホール等	
4	南毛利学習支援センター		適正	会議室、特別室等	
5	厚木市文化会館		適正	大ホール、小ホール、会議室等	
6	七沢自然ふれあいセンター		適正	宿泊室、会議室等	
7	市営自転車等駐車場		適正	自転車・バイク等駐輪場	
8	中央公園地下駐車場		適正	駐車場	
9	アミューあつぎ地下駐車場		適正	駐車場	
10	厚木市斎場		適正	式場、炉室等	
11	学校施設開放		適正	小・中学校体育館、校庭	各設備ごとの受益者負担割合の算出が難しいため、県内同類施設との均衡から適正と判断した。
12	学校施設開放		適正	教室	
13	ふれあいプラザ		検討対象外	プール、トレーニング室、温浴施設等	令和5年12月にリニューアルオープンした際に、県内類似施設との均衡を踏まえ改定したため、令和6年度は検討対象外とする。
14	プラネタリウム（入場料）		検討対象外		サービスの提供であり、施設の使用料（貸室等）の考えとは異なるため、検討対象外とする。
15	市民交流プラザ（子育て支援託児室）		検討対象外		
16	こども科学館		見送り	サイエンスホール、コスモシアター	複合施設に移る際に料金変更を予定しているため、今回は改定を見送る。
17	南毛利スポーツセンター	○	62%	テニスコート	施設全体で、現行料金と基礎額の乖離が生じているため、料金を改定する。
18	ツユキ及川球技場	○	57%	球技場	
19	厚木公園	○	57%	野外ステージ	
20	荻野運動公園	○	49%	テニスコート、プール、トレーニング室、競技場、体育館等	
21	若宮公園テニスコート	○	44%	テニスコート	
22	東町スポーツセンター	○	43%	トレーニング室、武道場、体育室等	
23	猿ヶ島スポーツセンター	○	26%	体育室、多目的室	
24	厚木市営テニスコート	○	26%	テニスコート	
25	玉川球場	○	15%	野球場	
26	厚木市営野球場	○	12%	野球場	
27	飯山グラウンド	○	—	野球場、テニスコート	リニューアルオープンに合わせて料金を設定する。
28	こどもの森公園（作業小屋）	○	—	作業小屋	主にイベントを開催する際に使用していたため、料金を設定していなかったが、公園利用者向けに貸出しが可能と判断したため、料金を設定する。
29	学校施設開放（空調設備・夜間照明）	○	—	体育館空調設備、屋外野球場夜間照明	令和7年度から学校体育館に空調が整備されるため、空調設備の料金を設定する。また、近年の電気料金高騰から、学校施設夜間照明の料金について改定する。

令和 6 年度使用料等の改定案

※料金については、1 時間当たりの市内料金を記載

1 厚木公園

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	野外ステージ	200	300	—	

2 若宮公園

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	テニスコート 計4 面	300	400	2倍	

3 荻野運動公園

※ 1 回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	競技場 専用	2,060	3,900	2倍	
2	競技場 共用	100	200	—	
3	競技場 共用 団体25人未満	510	1,000	—	※ 1 回
4	競技場 共用 団体25～50人未満	1,030	2,000	—	※ 1 回
5	競技場 共用 小～高校生	1,850	2,000	—	※年間使用
6	競技場 共用 上記以外	3,090	3,300	—	※年間使用
7	競技場 照明設備全点灯	4,110	6,000	—	
8	競技場 照明設備1/2点灯	2,060	3,000	—	
9	競技場 放送室・記録室	210	400	—	

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
10	テニスコート 計4面	510	600	2倍	
11	テニスコート 照明設備計4面	410	500	—	
12	体育館 メインアリーナ	2,160	2,700	2倍	1/3面・2/3面・1/2面の料金区分有
13	体育館 サブアリーナ	620	800	2倍	1/2面の料金区分有
14	体育館 多目的室	620	800	2倍	1/2面の料金区分有
15	体育館 ジョギングコース	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
16	トレーニング室	310	400	—	※3部制 4h
17	体育館 メインアリーナ 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
18	体育館 サブアリーナ 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
19	体育館 多目的室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
20	体育館メインアリーナ 電光得点表示盤	1,030	1,200	—	※1回
21	体育館メインアリーナ 放送室	310	400	—	
22	体育館メインアリーナ 可動席	5,140	6,600	—	※1回
23	屋外プール 専用 ※屋外のみ	10,290	16,000	2倍	
24	専用 ※屋外のみ、1コース	—	2,000	2倍	新設
25	プール 共用	410	500	—	小人は半額 ※1回

小人…中学生以下

4 玉川野球場			※1回当たり等の料金の場合は備考に記載		
No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	グラウンド	1,540	1,800	2倍	
2	照明設備 全部点灯	3,090	3,600	—	
3	照明設備 2/3点灯	2,060	2,400	—	
4	照明設備 1/3点灯	1,030	1,200	—	
5	スコアボード	1,030	1,100	—	※1回

5 ツユキ及川球技場					
No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	球技場	2,060	2,400	2倍	1/2面の料金区分有
2	照明設備全面 全部点灯	4,110	4,800	—	
3	照明設備全面 1/2点灯	2,060	2,400	—	
4	照明設備1/2面 全部点灯	2,060	2,400	—	
5	照明設備1/2面 1/2点灯	1,030	1,200	—	

6 厚木野球場					
No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	野球場	510	700	2倍	

7 厚木テニスコート

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	テニスコート 計3面	210	300	2倍	

8 東町スポーツセンター

※1回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	第1体育室	1,230	1,500	2倍	1/2面の料金区分有
2	第2体育室	410	500	2倍	
3	第1武道場	510	600	2倍	
4	第2武道場	620	700	2倍	
5	弓道場	410	500	2倍	
6	第1体育室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
7	第2体育室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
8	第1武道場 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
9	第2武道場 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
10	弓道場 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
11	トレーニング室	310	400	—	※3部制 4h

小人…中学生以下

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
12	第1体育室 照明設備全面 全部点灯	620	800	—	
13	第1体育室 照明設備全面 1/2点灯	310	400	—	
14	第1体育室 照明設備1/2面 全部点灯	310	400	—	
15	第1体育室 照明設備1/2面 1/2点灯	150	200	—	
16	電光得点表示設備	1,030	1,200	—	※1回
17	放送設備	310	400	—	

9 猿ヶ島スポーツセンター		※1回当たり等の料金の場合は備考に記載			
No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	体育室	1,200	1,500	2倍	1/2面の料金区分有
2	多目的室	300	400	2倍	
3	体育室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
4	多目的室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h

小人…中学生以下

10 南毛利スポーツセンター

※1回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	体育室	1,200	1,500	2倍	1/2面の料金区分有
2	多目的室	300	400	2倍	
3	体育室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
4	多目的室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
5	体育室 照明設備全面	620	800	—	
6	体育室 照明設備1/2面	310	400	—	
7	テニスコート 計12面	500	600	2倍	
8	テニスコート 照明設備 1面	410	500	—	
9	体育室 放送設備	310	400	—	

小人…中学生以下

11 学校開放(夜間照明・空調設備)

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	学校開放 屋外運動場夜間照明施設小中11校	820	1,000	—	
2	学校開放 体育館空調設備	—	1,000	—	新設

12 飯山グラウンド（無料から有料）

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	グラウンド	—	700	2倍	新設
2	テニスコート	—	400	2倍	新設

13 こどもの森公園（無料から有料）

※1回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	作業小屋	—	800	—	新設 ※1回

使用料等改定案の考え方について

1 テニスコート（受益者負担100%）

(1) 原価計算及び改定案			平均 1,167	平均 33%	使用料（単位：1時間当たり/円）			
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	荻野運動公園（計4面）	510	1,700	30%	600	118%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…400円～700円 平均：600円 ※No.4については、施設全体のリニューアルオープン時から設定。
2	南毛利スポーツセンター（計12面）	500	1,500	33%	600	120%	100	
3	若宮公園（計4面）	300	670	44%	400	133%	100	
4	飯山グラウンドテニスコート（計4面）	0	—	—	400	皆増（新設）	400	
5	厚木テニスコート（計3面）	210	800	26%	300	143%	90	※河川敷
6	荻野運動公園 テニスコート 照明設備（計4面）	410	—	—	500	122%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…400円～600円 平均：500円
7	南毛利スポーツセンター テニスコート 照明設備（1面）	410	—	—	500	122%	90	

- ①受益者負担割合が80%未満であれば改定対象とする。
②近隣市類似施設との均衡に配慮する（平均値や料金設定幅等）。
※近隣市：相模原、平塚、大和、秦野、海老名、座間、伊勢原
③市内類似施設で、現行使用料の均衡に配慮し調整する。
④改定率は2倍までとする。

使用料等改定案の考え方について

2 トレーニング室（受益者負担 100%）

(1) 原価計算及び改定案		平均 1,290		使用料（単位：1時間当たり/円） ※施設によって時間設定が異なるため1時間当たりで算出				
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況
1	荻野運動公園（共用） ※3部制 310円/4h	310	930	—	400	129%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～200円 平均：100円 ※厚木市現行料金77.5円
2	東町スポーツセンター（共用） ※3部制 310円/4h	310	1,650	—	400	129%	90	
3	ふれあいプラザ ※1回の使用料	400	—	—	400	据置き	—	※令和5年12月に新たな料金設定でリニューアルオープンしたため、据置きとする。

使用料等改定案の考え方について

3 プール（受益者負担100%）

(1) 原価計算及び改定案								使用料（単位：1時間または1回当たり/円）
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者負担割合	改定案	改定率	改定後増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	荻野運動公園（専用） ※屋外のみ	10,290	35,620	28%	16,000	155%	5,710	【近隣市料金状況】 1時間当たり…17,400円～36,000円 平均：26,700円 ※屋外の50mプールの類似がないため、No.3市内 プール(屋内25m1コース1,000円)の料金を参考に設定 した。 (1コース2,000円×8コース＝16,000円)
2	荻野運動公園（専用） ※屋外のみ、1コース	—	4,453	—	2,000	皆増（新設）	2,000	1時間当たり…1コース専用2,000円 ※屋外の50mプールの類似がないため、No.3の市内 類似施設の料金(屋内25m1コース1,000円)を参考に設 定した。
3	ふれあいプラザ（専用） ※1コース	1,000	—	—	1,000	据置き	—	※令和5年12月に新たな料金設定でリニューアル オープンしたため、据置きとする。 1時間当たり…1コース専用1,000円
4	荻野運動公園（共用） ※1回	410	2,490	—	500	122%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…400円～700円 平均：500円
5	ふれあいプラザ（共用） ※1回	500	—	—	500	据置き	—	

使用料等改定案の考え方について

4 球技場（受益者負担100%）

(1) 原価計算及び改定案		平均 5,816		平均 28%		使用料（単位：1時間または1回当たり/円）		
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	ツユキ及川球技場	2,060	3,560	57%	2,400	117%	340	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,400円～3,000円 平均：2,400円
2	玉川球場	1,540	9,950	15%	1,800	117%	260	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,400円～2,000円 平均：1,800円
3	厚木野球場	510	3,940	12%	700	137%	190	【近隣市料金状況】 1時間当たり…470円～2,100円 平均：900円 ※河川敷にある近隣市類似施設、700円を参考に金額を調整した。
4	飯山グラウンド	0	—	—	700	皆増（新設）	700	※施設全体のリニューアルオープン時から設定。

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
5	ツユキ及川球技場 照明設備（全面） 全部点灯	4,110	—	—	4,800 （基準）	117%	690	【近隣市料金状況】 1時間当たり…4,900円～6,300円 平均：5,600円 ※近隣市類似施設、4,900円を参考に金額を調整した。
6	ツユキ及川球技場 照明設備（全面） 1/2点灯	2,060	—	—	2,400 （基準1/2倍）	117%	340	
7	ツユキ及川球技場 照明設備（1/2面） 全部点灯	2,060	—	—	2,400 （基準1/2倍）	117%	340	
8	ツユキ及川球技場 照明設備（1/2面） 1/2点灯	1,030	—	—	1,200 （基準1/4）	117%	170	
9	玉川球場 照明設備 全部点灯	3,090	—	—	3,600 （基準）	117%	510	【近隣市料金状況】 1時間当たり…3,800円～9,200円 平均：5,800円 ※No.5から8の現行使用料の均衡に配慮し調整した。
10	玉川球場 照明設備 2/3点灯	2,060	—	—	2,400 （基準2/3倍）	117%	340	
11	玉川球場 照明設備 1/3点灯	1,030	—	—	1,200 （基準1/3倍）	117%	170	
12	玉川球場 スコアボード ※1回	1,030	—	—	1,100	107%	70	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,000円～1,200円 平均：1,100円

使用料等改定案の考え方について

5 体育館等（受益者負担 100%）・・・荻野運動公園

(1) 原価計算及び改定案		平均 2,597	平均 38%	使用料（単位：1時間または1回当たり/円）				
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位（共用利用以外）
1	体育館（メインアリーナ 1,728㎡）	2,160	5,010	43%	2,700	125%	540	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,860円～4,200円 平均：2,800円 ※1/2料金、1/3料金等があるため2,700円とした。
2	体育館（メインアリーナ 共用） ※3部制 210円/4h	210	5,010	—	300	143%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～100円 平均：83円 ※厚木市現行料金53円
3	体育館（サブアリーナ 726㎡）	620	1,920	32%	800	129%	180	※No.1との現行使用料の均衡に配慮し調整した。
4	体育館（サブアリーナ 共用） ※3部制 210円/4h	210	1,920	—	300	143%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～100円 平均：83円 ※厚木市現行料金53円
5	体育館（多目的室 523㎡）	620	1,520	40%	800	129%	180	※No.1との現行使用料の均衡に配慮し調整した。
6	体育館（多目的室 共用） ※3部制 210円/4h	210	1,520	—	300	143%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～100円 平均：83円 ※厚木市現行料金53円
7	体育館（ジョギングコース共用） ※3部制 210円/4h	210	1,280	—	300	143%	90	※多目的室等の共用利用料金と同額とした。

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況（抜粋）
8	体育館（メインアリーナ） 照明設備（全面） 全点灯	3,090	—	—	3,090	据置き	—	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,200円～4,000円 平均：2,700円 ※近隣平均を参考に据置きとした。
9	体育館（メインアリーナ） 照明設備（全面） 3/4点灯	2,060	—	—	2,060	据置き	—	
10	体育館（メインアリーナ） 照明設備（全面） 2/4点灯	1,030	—	—	1,030	据置き	—	
11	体育館（メインアリーナ） 照明設備（2/3面） 全点灯	2,060	—	—	2,060	据置き	—	
12	体育館（メインアリーナ） 照明設備（2/3面） 3/4点灯	1,440	—	—	1,440	据置き	—	
13	体育館（メインアリーナ） 照明設備（2/3面） 2/4点灯	620	—	—	620	据置き	—	
14	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/2面） 全点灯	1,540	—	—	1,540	据置き	—	
15	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/2面） 3/4点灯	1,030	—	—	1,030	据置き	—	
16	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/2面） 2/4点灯	510	—	—	510	据置き	—	
17	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/3面） 全点灯	1,030	—	—	1,030	据置き	—	
18	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/3面） 3/4点灯	720	—	—	720	据置き	—	
19	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/3面） 2/4点灯	310	—	—	310	据置き	—	

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況（抜粋）
20	体育館（メインアリーナ） 電光得点表示盤 ※1回	1,030	—	—	1,200	117%	170	【近隣市料金状況】 1回当たり…1,000円～1,500円 平均：1,200円
21	体育館（メインアリーナ） 放送室	310	—	—	400	129%	90	※近隣類似施設、放送室1時間当たり400円を参考に した。
22	体育館（メインアリーナ） 可動席 ※1回	5,140	—	—	6,600	128%	1,460	【近隣市料金状況】 1回当たり…4,000円～10,640円 平均：6,600円

使用料等改定案の考え方について

6 体育室等（受益者負担100％）・・・スポーツセンター等（1）体育室・多目的室（専用）

(1) 原価計算及び改定案		平均 3,406		平均 32%		使用料（単位：1時間当たり/円）		
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	猿ヶ島スポーツセンター （体育室 1,064㎡）	1,200	6,540	18%	1,500	125%	300	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,400円～1,600円 平均：1,500円
2	南毛利スポーツセンター （体育室 1,436㎡）	1,200	2,610	45%	1,500	125%	300	
3	東町スポーツセンター （第1体育室 991㎡）	1,230	6,970	17%	1,500	122%	270	
4	東町スポーツセンター （第2体育室 305㎡）	410	2,150	19%	500	122%	90	※No.3の現行使用料との均衡に配慮し調整した。
5	猿ヶ島スポーツセンター （多目的室 288㎡）	300	1,770	16%	400	133%	100	※近隣類似施設、1時間当たり400円を参考にした。
6	南毛利スポーツセンター （多目的室 153㎡）	300	400	75%	400	133%	100	

使用料等改定案の考え方について

6 体育室等（受益者負担100%）・・・スポーツセンター等（2）武道場等（専用）

(1) 原価計算及び改定案		平均 3,643		平均 14%		使用料（単位：1時間当たり/円）		
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	東町スポーツセンター （第1武道場 417㎡）	510	2,930	17%	600	118%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…400円～800円 平均：600円
2	東町スポーツセンター （第2武道場 490㎡）	620	3,450	17%	700	113%	80	【近隣市料金状況】 1時間当たり…500円～1,050円 平均：700円
3	東町スポーツセンター （弓道場 647㎡）	410	4,550	9%	500	122%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…300円～700円 平均：500円

使用料等改定案の考え方について

6 体育室等（受益者負担100%）・・・スポーツセンター等（3）各貸室（共用）

(1) 原価計算及び改定案

使用料（単位：1時間当たり/円）

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況
1	猿ヶ島スポーツセンター （体育室 共用） ※3部制 210円/4h	210	6,540	—	300	143%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～100円 平均：83円 ※厚木市現行料金53円
2	南毛利スポーツセンター （体育室 共用） ※3部制 210円/4h	210	2,610	—	300	143%	90	
3	東町スポーツセンター （第1体育室 共用） ※3部制 210円/4h	210	6,970	—	300	143%	90	
4	東町スポーツセンター （第2体育室 共用） ※3部制 210円/4h	210	2,150	—	300	143%	90	
5	猿ヶ島スポーツセンター （多目的室 共用） ※3部制 210円/4h	210	1,770	—	300	143%	90	
6	南毛利スポーツセンター （多目的室 共用） ※3部制 210円/4h	210	400	—	300	143%	90	
7	東町スポーツセンター （第1武道場 共用） ※3部制 210円/4h	210	2,930	—	300	143%	90	
8	東町スポーツセンター （第2武道場 共用） ※3部制 210円/4h	210	3,450	—	300	143%	90	
9	東町スポーツセンター （弓道場 共用） ※3部制 210円/4h	210	4,550	—	300	143%	90	

使用料等改定案の考え方について

6 体育室等（受益者負担１００％）・・・スポーツセンター等（４）照明等

(1) 原価計算及び改定案								使用料（単位：１時間または１回当たり/円）
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者負担割合	改定案	改定率	改定後増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	東町スポーツセンター（第１体育室） 照明設備（全面991㎡） 全部点灯	620	—	—	800 （基準）	129%	180	【近隣市料金状況】 1時間当たり…600～1,200円 平均：900円 ※半面や1/2点灯があるため、割り切れる数字に調整した。
2	東町スポーツセンター（第１体育室） 照明設備（全面） 1/2点灯	310	—	—	400 （基準1/2倍）	129%	90	
3	東町スポーツセンター（第１体育室） 照明設備（1/2面） 全部点灯	310	—	—	400 （基準）	129%	90	
4	東町スポーツセンター（第１体育室） 照明設備（1/2面） 1/2点灯	150	—	—	200 （基準1/2倍）	133%	50	
5	南毛利スポーツセンター（体育室） 照明設備（全面1,436㎡）	620	—	—	800 （基準）	129%	180	
6	南毛利スポーツセンター（体育室） 照明設備（1/2面）	310	—	—	400 （基準1/2倍）	129%	90	
7	東町スポーツセンター 電光得点表示設備 ※1回	1,030	—	—	1,200	117%	170	【近隣市料金状況】 1回当たり…1,000円～1,500円 平均：1,200円
8	南毛利スポーツセンター 放送設備	310	—	—	400	129%	90	※近隣類似施設、放送室1時間当たり400円を参考にした。
9	東町スポーツセンター 放送設備	310	—	—	400	129%	90	
10	学校開放 （屋外運動場夜間照明施設小中11校）	820	—	—	1,000	122%	180	【近隣市料金状況】 1時間当たり…700～2,900円 平均：1,600円 ※No.1から6の現行使用料の均衡に配慮し調整した。
11	学校開放 （体育館空調設備）	—	—	—	1,000	皆増（新設）	1,000	※近隣類似施設、空調設備使用料1時間当たり950円を参考にした。 ※k w/hからも計算：約1,000円

使用料等改定案の考え方について

7 競技場（受益者負担100%）・・・荻野運動公園

(1) 原価計算及び改定案

使用料（単位：1時間・1回・年間当たり/円）

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	競技場（専用）	2,060	66,830	3%	3,900	189%	1,840	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,120～8,750円 平均：3,900円
2	競技場（共用・個人） ※1回	100	66,830	—	200	200%	100	【近隣市料金状況】 1時間当たり…100～410円 平均：200円
3	競技場（共用・団体25人未満） ※1回	510	66,830	—	1,000 (基準1/2)	196%	490	※近隣類似施設、2,000円（1回20人以上）を 参考にした。
4	競技場（共用・団体25～50人未満） ※1回	1,030	66,830	—	2,000 (基準)	194%	970	
5	競技場（共用・小・中・高校生） ※年間使用	1,850	66,830	—	2,000	108%	150	類似事例なし No.6の現行使用料の均衡に配慮し調整した。
6	競技場（共用・上記以外） ※年間使用	3,090	66,830	—	3,300	107%	210	【近隣市料金状況】 1年間当たり…3,000～4,000円 平均：3,300円
7	競技場 照明設備（全点灯）	4,110	—	—	6,000 (基準)	146%	1,890	【近隣市料金状況】 1時間当たり…2,000～10,000円 平均：6,000円
8	競技場 照明設備（1/2点灯）	2,060	—	—	3,000 (基準1/2)	146%	940	
9	放送室・記録室	210	—	—	400	190%	190	※近隣類似施設、陸上競技場会議室1時間当たり400円を参考にした。
10	電気計時装置 ※1回	2,060	—	—	2,060	据置き	—	—

使用料等改定案の考え方について

8 その他（受益者負担100%）・・・厚木公園ほか

(1) 原価計算及び改定案

使用料（単位：1時間または1回当たり/円）

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者負担割合	改定案	改定率	改定後増加額	参考：県内他市の状況（抜粋）
1	野外ステージ	200	350	57%	300	150%	100	※近隣類似施設、公園野外ステージ1時間当たり350円を参考にした。
2	こどもの森公園（作業小屋） ※1回	—	—	—	800	皆増（新設）	800	※類似施設なし。料金については七沢自然ふれあいセンター野外炊事場(1回800円)を参考にした。

厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例

(厚木市都市公園条例の一部改正)

第1条 厚木市都市公園条例（昭和50年厚木市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 厚木市荻野運動公園の項に次のように加える。

作業小屋

別表第2の4 有料公園施設の使用料等の表備考以外の部分を次のように改める。

4 有料公園施設の使用料等

公園の 名称	有料公園 施設の種 類	区分		使用料又は利用料金	
				市内	市外
厚木公園	野外ステージ			1時間につき 300円	
若宮公園	テニスコート			1面1時間につき 400円	1面1時間につき 800円
厚木市 荻野運動公園	競技場	専用利用		1時間につき 3,900円	1時間につき 7,800円
		共用 利用	個人	1回につき 200円	
			団体	1回につき 1,000円	
				1回につき 2,000円	
			年間 利用 者	1年につき 2,000円	
				1年につき 3,300円	
		附属 設備	照明 設備	1時間につき 3,000円	
				1時間につき 6,000円	
			会議室		1時間につき 210円
			放送室、記録室		1時間につき 400円
			電気計時装置（フィル		1式1回につき

			ムの使用を除く。)		2,060 円	
テニスコート					1 面 1 時間につき 600 円	1 面 1 時間につき 1,200 円
			附属設備	照明設備	1 面 1 時間につき 500 円	
体育館	専 用 利 用	メイ ン ア リー ナ	3 分の 1 面		1 時間につき 900 円	1 時間につき 1,800 円
			2 分の 1 面		1 時間につき 1,350 円	1 時間につき 2,700 円
			3 分の 2 面		1 時間につき 1,800 円	1 時間につき 3,600 円
			全面		1 時間につき 2,700 円	1 時間につき 5,400 円
			照 明 設 備	3 分 の 1 面	4 分の 2 点 灯	1 時間につき 310 円
					4 分の 3 点 灯	1 時間につき 720 円
					全部点灯	1 時間につき 1,030 円
				2 分 の 1 面	4 分の 2 点 灯	1 時間につき 510 円
					4 分の 3 点 灯	1 時間につき 1,030 円
					全部点灯	1 時間につき 1,540 円
				3 分 の 2 面	4 分の 2 点 灯	1 時間につき 620 円
					4 分の 3 点 灯	1 時間につき 1,440 円
					全部点灯	1 時間につき 2,060 円
				全面	4 分の 2 点 灯	1 時間につき 1,030 円
					4 分の 3 点 灯	1 時間につき 2,060 円
					全部点灯	1 時間につき

					3,090 円
		附属設備	電光得点表示盤	1 式 1 回につき	1,200 円
			放送室	1 時間につき	400 円
			可動席	1 式 1 回につき	6,600 円
	サブアリーナ	2 分の 1 面	1 時間につき	400 円	1 時間につき 800 円
		全面	1 時間につき	800 円	1 時間につき 1,600 円
	多目的室	2 分の 1 面	1 時間につき	400 円	1 時間につき 800 円
		全面	1 時間につき	800 円	1 時間につき 1,600 円
	会議室 A		1 時間につき	310 円	1 時間につき 620 円
	会議室 B		1 時間につき	310 円	1 時間につき 620 円
	共用利用	メインアリーナ	午前、午後又は夜間 大人 300 円 小人 150 円		
		サブアリーナ			
		多目的室			
		ジョギングコース			
		トレーニング室	午前、午後又は夜間 400 円		
プールの	専用利用	1 コース	1 時間につき	2,000 円	1 時間につき 4,000 円
		全面	1 時間につき	16,000 円	1 時間につき 32,000 円
	共用利用		1 回につき 大人 500 円 小人 250 円		

	作業小屋		1 回につき 800 円
ぼうさいの丘公園	センター施設	講義室 A	1 時間につき 300 円
		講義室 B	1 時間につき 300 円
		研修室	1 時間につき 300 円
		会議室	1 時間につき 200 円

別表第 2 の 4 有料公園施設の使用料等の表備考 9 第 1 号中「テニスコート」の次に「及び作業小屋」を加える。

(厚木市立学校施設使用条例の一部改正)

第 2 条 厚木市立学校施設使用条例（昭和 53 年厚木市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 2 中「820 円」を「1,000 円」に、「410 円」を「500 円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 冷暖房設備を設置している体育館の当該冷暖房設備を使用する場合は、1 時間につき 1,000 円を加算する。

(厚木市営体育施設条例の一部改正)

第 3 条 厚木市営体育施設条例（昭和 59 年厚木市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 時間につき 1,540 円	1 時間につき 3,080 円
1 時間につき	1,030 円
1 時間につき	2,060 円
1 時間につき	3,090 円
1 回につき	1,030 円
1 時間につき 510 円	1 時間につき 1,020 円
1 面 1 時間につき 210 円	1 面 1 時間につき 420 円
1 時間につき 620 円	1 時間につき 1,240 円
1 時間につき	1 時間につき

1, 230 円	2, 460 円
1 時間につき	150 円
1 時間につき	310 円
1 時間につき	310 円
1 時間につき	620 円
1 式 1 回につき	1, 030 円
1 時間につき	310 円
1 時間につき 410 円	1 時間につき 820 円
1 時間につき 510 円	1 時間につき 1, 020 円
1 時間につき 620 円	1 時間につき 1, 240 円
1 時間につき 410 円	1 時間につき 820 円

」

を
「

1 時間につき 1, 800 円	1 時間につき 3, 600 円
1 時間につき	1, 200 円
1 時間につき	2, 400 円
1 時間につき	3, 600 円
1 回につき	1, 100 円
1 時間につき 700 円	1 時間につき 1, 400 円
1 面 1 時間につき 300 円	1 面 1 時間につき 600 円
1 時間につき 750 円	1 時間につき 1, 500 円
1 時間につき	1 時間につき

1,500 円	3,000 円
1 時間につき	200 円
1 時間につき	400 円
1 時間につき	400 円
1 時間につき	800 円
1 式 1 回につき	1,200 円
1 時間につき	400 円
1 時間につき 500 円	1 時間につき 1,000 円
1 時間につき 600 円	1 時間につき 1,200 円
1 時間につき 700 円	1 時間につき 1,400 円
1 時間につき 500 円	1 時間につき 1,000 円

」

に、
「

午前、午後又は夜間	大人 210円 小人 100円
午前、午後又は夜間	310円
1 時間につき 1,030円	1 時間につき 2,060円
1 時間につき 2,060円	1 時間につき 4,120円
1 時間につき	1,030円
1 時間につき	2,060円
1 時間につき	2,060円
1 時間につき	

4,110円	
1時間につき 600円	1時間につき 1,200円
1時間につき 1,200円	1時間につき 2,400円
1時間につき 300円	1時間につき 600円
午前、午後又は夜間 大人 210円 小人 100円	
1時間につき 600円	1時間につき 1,200円
1時間につき 1,200円	1時間につき 2,400円
1時間につき 310円	
1時間につき 620円	
1時間につき 310円	
1時間につき 300円	1時間につき 600円
午前、午後又は夜間 大人 210円 小人 100円	
1面1時間につき 500円	1面1時間につき 1,000円
1面1時間につき 410円	

」

を
「

午前、午後又は夜間 大人 300円 小人 150円	
午前、午後又は夜間 400円	
1時間につき	1時間につき

1,200 円	2,400 円
1 時間につき 2,400 円	1 時間につき 4,800 円
1 時間につき 1,200 円	
1 時間につき 2,400 円	
1 時間につき 2,400 円	
1 時間につき 4,800 円	
1 時間につき 750 円	1 時間につき 1,500 円
1 時間につき 1,500 円	1 時間につき 3,000 円
1 時間につき 400 円	1 時間につき 800 円
午前、午後又は夜間 大人 300 円 小人 150 円	
1 時間につき 750 円	1 時間につき 1,500 円
1 時間につき 1,500 円	1 時間につき 3,000 円
1 時間につき 400 円	
1 時間につき 800 円	
1 時間につき 400 円	
1 時間につき 400 円	1 時間につき 800 円
午前、午後又は夜間 大人 300 円 小人 150 円	
1 面 1 時間につき 600 円	1 面 1 時間につき 1,200 円
1 面 1 時間につき 500 円	

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中厚木市立学校施設使用条例別表備考に次のように加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
 - (1) 厚木市都市公園条例
 - (2) 厚木市立学校施設使用条例
 - (3) 厚木市営体育施設条例

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新					旧							
厚木市都市公園条例の一部改正（第1条関係） 別表第1(第7条関係)					厚木市都市公園条例の一部改正（第1条関係） 別表第1(第7条関係)							
公園の名称		有料公園施設の種類			公園の名称		有料公園施設の種類					
略		略			略		略					
厚木市荻野運動公園		略			厚木市荻野運動公園		略					
		作業小屋										
略		略			略		略					
別表第2(第15条、第20条、第26条関係) 1～3 略 4 有料公園施設の使用料等					別表第2(第15条、第20条、第26条関係) 1～3 略 4 有料公園施設の使用料等							
公園の名称	有料公園施設の種類	区分		使用料又は利用料金	公園の名称	有料公園施設の種類	区分		使用料又は利用料金			
				市内					市外	市内	市外	
厚木公園	野外ステージ			1時間につき 300円	厚木公園	野外ステージ			1時間につき 200円			
若宮公園	テニスコート			1面1時間につき 400円	若宮公園	テニスコート			1面1時間につき 300円	1面1時間につき 600円		
厚木市荻野運動公園	競技場	専用利用		1時間につき 3,900円	厚木市荻野運動公園	競技場	専用利用		1時間につき 2,060円	1時間につき 4,120円		
				7,800円					1,030円			
		共用利用	個人				1回につき 200円	共用利用	個人	1回につき 100円		
			団体	25人未満			1回につき 1,000円			団体	25人未満	1回につき 510円
				25人以上50人未満			1回につき 2,000円				25人以上50人未満	1回につき 1,030円
		年間利	小学生、中学	1年につき 2,000円			年間利	小学生、中学	1年につき 1,850円			

				用者	生、高校生					
					上記以外の者	1年につき			<u>3,300円</u>	
					附属設備	照明設備	2分の1点灯	1時間につき		<u>3,000円</u>
							全部点灯	1時間につき		<u>6,000円</u>
					会議室	1時間につき		210円		
					放送室、記録室	1時間につき		<u>400円</u>		
					電気計時装置(フィルムの使用を除く。)	1式1回につき		2,060円		
テニスコート					1面1時間につき		1面1時間につき			
					<u>600円</u>		<u>1,200円</u>			
	附属設備	照明設備		1面1時間につき						
				<u>500円</u>						
体育館	専用利用	メインアリーナ	3分の1面	1時間につき		1時間につき				
				<u>900円</u>		<u>1,800円</u>				
			2分の1面	1時間につき		1時間につき				
				<u>1,350円</u>		<u>2,700円</u>				
			3分の2面	1時間につき		1時間につき				
			<u>1,800円</u>		<u>3,600円</u>					
	全面	1時間につき		1時間につき						

				用者	生、高校生					
					上記以外の者	1年につき			<u>3,090円</u>	
					附属設備	照明設備	2分の1点灯	1時間につき		<u>2,060円</u>
							全部点灯	1時間につき		<u>4,110円</u>
					会議室	1時間につき		210円		
					放送室、記録室	1時間につき		<u>210円</u>		
					電気計時装置(フィルムの使用を除く。)	1式1回につき		2,060円		
テニスコート					1面1時間につき		1面1時間につき			
					<u>510円</u>		<u>1,020円</u>			
	附属設備	照明設備		1面1時間につき						
				<u>410円</u>						
体育館	専用利用	メインアリーナ	3分の1面	1時間につき		1時間につき				
				<u>720円</u>		<u>1,440円</u>				
			2分の1面	1時間につき		1時間につき				
				<u>1,130円</u>		<u>2,260円</u>				
			3分の2面	1時間につき		1時間につき				
			<u>1,440円</u>		<u>2,880円</u>					
	全面	1時間につき		1時間につき						

	全面	4分の2点灯	1時間につき 1,030 円	
		4分の3点灯	1時間につき 2,060 円	
		全部点灯	1時間につき 3,090 円	
附属設備	電光得点表示盤	1式1回につき	<u>1,200円</u>	
	放送室	1時間につき	<u>400円</u>	
	可動席	1式1回につき	<u>6,600円</u>	
サブアリーナ	2分の1面	1時間につき <u>400円</u>	1時間につき <u>800円</u>	
	全面	1時間につき <u>800円</u>	1時間につき <u>1,600円</u>	
多目的室	2分の1面	1時間につき <u>400円</u>	1時間につき <u>800円</u>	
	全面	1時間につき <u>800円</u>	1時間につき <u>1,600円</u>	
会議室A		1時間につき 310 円	1時間につき 620 円	

	全面	4分の2点灯	1時間につき 1,030 円	
		4分の3点灯	1時間につき 2,060 円	
		全部点灯	1時間につき 3,090 円	
附属設備	電光得点表示盤	1式1回につき	<u>1,030円</u>	
	放送室	1時間につき	<u>310円</u>	
	可動席	1式1回につき	<u>5,140円</u>	
サブアリーナ	2分の1面	1時間につき <u>310円</u>	1時間につき <u>620円</u>	
	全面	1時間につき <u>620円</u>	1時間につき <u>1,240円</u>	
多目的室	2分の1面	1時間につき <u>310円</u>	1時間につき <u>620円</u>	
	全面	1時間につき <u>620円</u>	1時間につき <u>1,240円</u>	
会議室A		1時間につき 310 円	1時間につき 620 円	

		会議室B	1時間につき 310円	1時間につき 620円	
		共用利用	メインアリーナ	午前、午後又は夜間 大人 300円 小人 150円	
			サブアリーナ		
			多目的室		
			ジョギングコース		
		トレーニング室	午前、午後又は夜間 400円		
	プール	専用利用	1コース	1時間につき 2,000円	1時間につき 4,000円
			全面	1時間につき 16,000円	1時間につき 32,000円
		共用利用		1回につき 大人 500円 小人 250円	
		作業小屋	1回につき 800円		
ぼうさいの丘公園	センター施設	会議室A	1時間につき 300円		
		会議室B	1時間につき 300円		
		研修室	1時間につき 300円		
		会議室	1時間につき 200円		

備考1～8 略

9 使用者又は利用者が、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料又は利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) テニスコート及び作業小屋 この表に掲げる額の5倍の額

(2) 略

10及び11 略

		会議室B	1時間につき 310円	1時間につき 620円	
		共用利用	メインアリーナ	午前、午後又は夜間 大人 210円 小人 100円	
			サブアリーナ		
			多目的室		
			ジョギングコース		
		トレーニング室	午前、午後又は夜間 310円		
	プール	専用利用		1時間につき 10,290円	1時間につき 20,580円
		共用利用		1回につき 大人 410円 小人 210円	
		ぼうさいの丘公園	センター施設	会議室A	1時間につき 300円
会議室B	1時間につき 300円				
研修室	1時間につき 300円				
会議室	1時間につき 200円				

備考1～8 略

9 使用者又は利用者が、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料又は利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) テニスコート この表に掲げる額の5倍の額

(2) 略

10及び11 略

厚木市立学校施設使用条例の一部改正（第2条関係）

別表(第4条関係)

学校施設	午前9時から午後5時まで(1時間につき)	午後5時から午後10時まで(1時間につき)
略	略	略

備考1 略

- 2 夜間照明施設を保有している屋外運動場の当該夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき1,000円を加算する。この場合において、使用時間に30分未満の時間があるときは500円とし、30分以上1時間未満の時間があるときは1,000円とする。
- 3 冷暖房設備を設置している体育館の当該冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき1,000円を加算する。

厚木市営体育施設条例の一部改正（第3条関係）

別表(第4条、第9条、第14条関係)

名称	区分		使用料又は利用料金	
			市内	市外
厚木市 営玉川 野球場	グラウンド		1時間につき <u>1,800円</u>	1時間につき <u>3,600円</u>
	照明 設備	3分の1点灯	1時間につき <u>1,200円</u>	
		3分の2点灯	1時間につき <u>2,400円</u>	
		全部点灯	1時間につき <u>3,600円</u>	
	スコアボード		1回につき <u>1,100円</u>	
厚木市 営厚木 野球場			1時間につき <u>700円</u>	1時間につき <u>1,400円</u>
厚木市 営厚木 テニスコート			1面1時間につき <u>300円</u>	1面1時間につき <u>600円</u>
厚木市 営東町 スポーツセンター	専用 利用 体育室	2分の1面	1時間につき <u>750円</u>	1時間につき <u>1,500円</u>
		全面	1時間につき <u>1,500円</u>	1時間につき <u>3,000円</u>
		照2 2分の1点灯	1時間につき	

厚木市立学校施設使用条例の一部改正（第2条関係）

別表(第4条関係)

学校施設	午前9時から午後5時まで(1時間につき)	午後5時から午後10時まで(1時間につき)
略	略	略

備考1 略

- 2 夜間照明施設を保有している屋外運動場の当該夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき820円を加算する。この場合において、使用時間に30分未満の時間があるときは410円とし、30分以上1時間未満の時間があるときは820円とする。

厚木市営体育施設条例の一部改正（第3条関係）

別表(第4条、第9条、第14条関係)

名称	区分		使用料又は利用料金	
			市内	市外
厚木市 営玉川 野球場	グラウンド		1時間につき <u>1,540円</u>	1時間につき <u>3,080円</u>
	照明 設備	3分の1点灯	1時間につき <u>1,030円</u>	
		3分の2点灯	1時間につき <u>2,060円</u>	
		全部点灯	1時間につき <u>3,090円</u>	
	スコアボード		1回につき <u>1,030円</u>	
厚木市 営厚木 野球場			1時間につき <u>510円</u>	1時間につき <u>1,020円</u>
厚木市 営厚木 テニスコート			1面1時間につき <u>210円</u>	1面1時間につき <u>420円</u>
厚木市 営東町 スポーツセンター	専用 利用 体育室	2分の1面	1時間につき <u>620円</u>	1時間につき <u>1,240円</u>
		全面	1時間につき <u>1,230円</u>	1時間につき <u>2,460円</u>
		照2 2分の1点灯	1時間につき	

		明 設 備	分 の 1 面		200円		
				全部点灯	1時間につき		
					400円		
			全 面	2分の1点灯	1時間につき		
					400円		
				全部点灯	1時間につき	800円	
			電光得点表示設備		1式1回につき	1,200円	
			放送設備		1時間につき	400円	
			第2体育室		1時間につき	500円	1時間につき 1,000円
			第1武道場		1時間につき	600円	1時間につき 1,200円
		第2武道場		1時間につき	700円	1時間につき 1,400円	
		弓道場		1時間につき	500円	1時間につき 1,000円	
		略		略	略		
		共 用 利 用	第1体育室		午前、午後又は 夜間		
			第2体育室				
			第1武道場		大人	300円	
			第2武道場		小人	150円	
			弓道場		午前、午後又は 夜間 400円		
			トレーニング室				
厚木市 営及川 球技場	2分の1面		1時間につき	1,200円	1時間につき 2,400円		
全面		1時間につき	2,400円	1時間につき 4,800円			
照 明 設 備	2分の1面	2分の1点灯	1時間につき	1,200円			
		全部点灯	1時間につき	2,400円			
	全面	2分の1点灯	1時間につき	2,400円			
		全部点灯	1時間につき	4,800円			
厚木市	専 体	2分の1面		1時間につき	1時間につき		

		明 設 備	分 の 1 面		150円		
				全部点灯	1時間につき	310円	
			全 面	2分の1点灯	1時間につき	310円	
				全部点灯	1時間につき	620円	
				電光得点表示設備		1式1回につき	1,030円
			放送設備		1時間につき	310円	
			第2体育室		1時間につき	410円	1時間につき 820円
			第1武道場		1時間につき	510円	1時間につき 1,020円
			第2武道場		1時間につき	620円	1時間につき 1,240円
		弓道場		1時間につき	410円	1時間につき 820円	
		略		略	略		
		共 用 利 用	第1体育室		午前、午後又は 夜間		
			第2体育室				
			第1武道場		大人	210円	
			第2武道場		小人	100円	
			弓道場		午前、午後又は 夜間 310円		
			トレーニング室				
		厚木市 営及川 球技場	2分の1面		1時間につき	1,030円	1時間につき 2,060円
全面		1時間につき	2,060円	1時間につき 4,120円			
照 明 設 備	2分の1面	2分の1点灯	1時間につき	1,030円			
		全部点灯	1時間につき	2,060円			
	全面	2分の1点灯	1時間につき	2,060円			
		全部点灯	1時間につき	4,110円			
厚木市	専 体	2分の1面		1時間につき	1時間につき		

営猿ヶ島スポーツセンター	利用	育室			つき <u>750円</u>	つき <u>1,500円</u>
			全面		1時間につき <u>1,500円</u>	1時間につき <u>3,000円</u>
		共用利用	多目的室		1時間につき <u>400円</u>	1時間につき <u>800円</u>
			体育室 多目的室		午前、午後又は夜間 大人 <u>300円</u> 小人 <u>150円</u>	
厚木市営南毛利スポーツセンター	専用利用	体育室	2分の1面		1時間につき <u>750円</u>	1時間につき <u>1,500円</u>
			全面		1時間につき <u>1,500円</u>	1時間につき <u>3,000円</u>
		照明設備	2分の1面		1時間につき <u>400円</u>	
			全面		1時間につき <u>800円</u>	
		放送設備			1時間につき <u>400円</u>	
		多目的室			1時間につき <u>400円</u>	1時間につき <u>800円</u>
		共用利用	体育室		午前、午後又は夜間 大人 <u>300円</u> 小人 <u>150円</u>	
			多目的室			
	テニスコート				1面1時間につき <u>600円</u>	1面1時間につき <u>1,200円</u>
		照明設備			1面1時間につき <u>500円</u>	
備考1～6 略						

営猿ヶ島スポーツセンター	利用	育室			つき <u>600円</u>	つき <u>1,200円</u>
			全面		1時間につき <u>1,200円</u>	1時間につき <u>2,400円</u>
		共用利用	多目的室		1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>600円</u>
			体育室 多目的室		午前、午後又は夜間 大人 <u>210円</u> 小人 <u>100円</u>	
厚木市営南毛利スポーツセンター	専用利用	体育室	2分の1面		1時間につき <u>600円</u>	1時間につき <u>1,200円</u>
			全面		1時間につき <u>1,200円</u>	1時間につき <u>2,400円</u>
		照明設備	2分の1面		1時間につき <u>310円</u>	
			全面		1時間につき <u>620円</u>	
		放送設備			1時間につき <u>310円</u>	
		多目的室			1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>600円</u>
		共用利用	体育室		午前、午後又は夜間 大人 <u>210円</u> 小人 <u>100円</u>	
			多目的室			
	テニスコート				1面1時間につき <u>500円</u>	1面1時間につき <u>1,000円</u>
		照明設備			1面1時間につき <u>410円</u>	
備考1～6 略						